

平成21年7月1日
於・三田共用会議所3F大会議室

食料・農業・農村政策審議会
平成21年度第3回畜産部会議事録

農林水産省

目 次

1. 開 会	1
2. あいさつ	1
3. 資料説明	2
4. 意見交換	19
5. 閉 会	37

1 開 会

○徳田畜産企画課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会平成21年度第3回畜産部会を開催させていただきます。皆様方におかれましては、ご多忙のところ御出席いただきありがとうございます。

私は、畜産企画課長の徳田でございます。よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

○徳田畜産企画課長

鈴木部会長に一言ご挨拶をいただいた上で、議事をお進めいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長

鈴木でございます。本日もよろしくご議論をお願い申し上げます。

まず最初に、佐藤畜産部長からご挨拶をお願いしたいと思います。

○佐藤畜産部長

畜産部長の佐藤でございます。第3回の畜産部会の開催に当たり、鈴木部会長をはじめ関係の先生方におかれましては、ご多忙のところをご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回は「酪肉基本方針」の見直しに向けて、最近の酪農あるいは肉用牛生産をめぐる情勢についてご説明させていただきます。委員の先生方からは、幅広い畜産の経営安定の施策でありますとか、技術あるいは経営指導のあり方、多様化する消費者ニーズに的確に対応するための取組等につきまして、いろいろな意見を賜ったところでございます。

本日は、昨今問題となりました飼料、あるいは畜産環境をめぐる情勢のほか、消費者ニーズに対応するための畜産物における安全と消費者の信頼確保に向けた取組等についてご説明させていただきますと考えております。先生方におかれましては忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

では、よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

それでは、事務局から配付資料の確認、委員の出席状況、部会の運営などについての説明をお願いいたします。

○徳田畜産企画課長

まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。番号を付しておりますが、資料については1から8までございます。資料1は議事次第、資料2は委員名簿、資料3は「飼料をめぐる情勢」、資料4は「畜産環境をめぐる情勢」、資料5から7は「畜産物における安全と消費者の信頼確保に向けた取組のその1、その2、その3となっております。資料8は家畜改良増殖目標見直しの検討状況となっております。

次に参考資料でございますが、参考資料につきましては、1から3、参考資料4と5につきましては枝番号、4-1、4-2、5-1、5-2となっております。ご確認をお願いいたします。

不足がある場合は事務局までお申しつけください。

次に本日の委員の出欠状況でございますが、林委員、秋岡委員、武見委員、飛田委員、福田委員、松木委員におかれましては所用により本日ご欠席とのことでございます。

また、山西委員におかれましては、諸般の事情により辞任届を提出され、後任として小野委員が出席されております。ご紹介いたします。

○小野委員

小野です。よろしくお願いいたします。

○徳田畜産企画課長

本日の会議でございますが、審議会令第8条によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができないとされておりますが、全体で20名のうち14名が出席されておりますので成立しております。

また、当部会の運営方針につきましては従来どおりでございます

○鈴木部会長

ありがとうございました。

なお、今回も明治乳業様のご厚意で牛乳を提供いただいておりますので、最初にご紹介いたします。ありがとうございます。

本日は、現行の基本方針の検証を含む飼料をめぐる情勢等について説明を受けた後、新たな「酪肉近基本方針」等の策定に向けて意見交換を行いたいと思います。事務局からの説明が大分ございますので、できる限り円滑な進行に努めまして、16時半ごろを目途に終了したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3 資料説明

○鈴木部会長

それでは、飼料をめぐる情勢についてでございますが、まず事務局の説明をお願いいたします。

なお、委員の皆様方には資料を事前にお送りしておりますので、読んでいただいていることを前提に、事務局にはできる限り簡潔な説明をお願いします。

○小林草地整備推進室長

草地整備推進室長でございます。

私からは、資料3の「飼料をめぐる情勢」のうち、飼料自給率と国産飼料の生産状況について説明させていただきます。

資料3の1ページをお開きいただきたいと思います。飼料自給率の現状と目標です。私どもが家畜のえさを考えるときには、主に牛のえさである草を中心とした粗飼料、それから豚、鶏、牛共通の穀物を中心とした濃厚飼料に区分して考えております。現在の目標は平成17年に作成したもので、粗飼料については輸入粗飼料をすべて国産で置きかえて100%自給するという意欲的な目標となっております。このためには20万haの作付拡大が必要となります。生産拡大されてはいますが、平成19年度実績で見ますと基準年の2%増加の78%の自給となっております。

一方、濃厚飼料ですが、平成15年には10%の自給となっておりますが、これは、粕や糠の類の自給となっております。27年度目標としては、エコフィードの拡大、家畜の能力や飼養改善を図ることで濃厚飼料の給与量を減らすことにより、の自給率を14%に向上させることとしております。この

目標を作成した時点におきましては、飼料用米などのえさ用の穀物については、価格差が大きいということで想定されておりません。平成19年度では、エコフィードで一定の拡大がありました、10%の自給にとどまっております。

えさトータルとして見る場合は、TDNという栄養価値を表す単位、カロリーのようなものですが、これに一度換算して、足し合わせて計算するという手法をとっております。構成割合は、粗飼料が約2割、濃厚飼料が約8割の割合で、このような計算をしますと、粗飼料では100%、濃厚飼料では14%で、全体としては35%の目標となります。19年度の実績では、基準値から1%向上した25%の飼料自給率となっております。

2ページをご覧くださいと思います。今後の飼料自給ということを考える上で、食料そのものの需給がどうなるのかということに触れておきたいと思います。今年1月に農林水産省が公表いたしました「2018年における世界の食料需給見通し」によると、世界の栄養不足の人口は増加して推移してきており、今後は、中国やインドなどの新興国において人口が増加し、食生活は改善すると予測されております。その結果、世界の穀物の価格は上昇基調で推移することが見通されており、経済力だけで輸入できる時代ではなくなるのではないかと予想されております。

3ページをご覧くださいと思いますが、穀物の品目別の需給見通しにおいて、例えばとうもろこしでは、2018年には1994年の1.8倍に当たる9億7,000万トンの需要になると見通されており、これは生産の伸びを大きく上回りまして、結果、在庫率は下がり、需給は逼迫した状況になるとされております。その他の穀物についても同様の傾向になるものと予想されております。

4ページをお開きいただきたいと思います。私どもは、やはり国内で飼料を作ることが大事だということを2つの視点から考えております。1つは、国民や国全体から見た意義であります、左の図にありますように、国産畜産物では66%の供給が行われておりますが、実質国産のえさで生産されている畜産物は16%に過ぎません。これをできるだけ地に着いたものとするというのが1つの意義であります。

ただし、その下にありますように、飼料というのはカロリーベースの食料自給率への寄与度は低いという特徴があります。例えば飼料用米を1万haで作った場合、自給率への寄与度は0.02%と小さく、その米を食用として作るということに比べると、約7分の1ぐらいに落ち込むこととなります。これは家畜を通した迂回生産ということが理由です。しかしながら、飼料用米は、食料自給率の寄与度が低いとしても、水田を水田のまま保持することができる有効な手段であるということです。このことは潜在的な食料自給力を確保しているという意義があるものと考えております。

その右側の図に示しておりますが、畜産農家から見た経営上のメリットもございます。例えば、エコフィードを活用すれば配合飼料より安くなりますし、自給粗飼料に立脚した生産、経営ということになれば、昨年度のような穀物価格の高騰の影響を小さくすることが可能になります。このようなことから、国産飼料を進めていくことが大切であると考えております。

5ページをお開きください。国産飼料の生産・利用を拡大するための取組です。基本的には、国内のあらゆる資源を、あらゆる手段を用いてえさを作っていくことが大事であると考えております。中心となるのは耕畜連携を前提とした水田の活用、担い手不足を補うためのコントラクター、TMRセンターの育成、青刈りとうもろこしの拡大や、草地の生産性の向上による配合飼料を節約する、エコフィードなどの未利用資源の活用、耕作放棄地の活用、集約放牧などがあります。

6ページをお開きください。飼料自給率向上特別プロジェクトですが、基本計画で飼料自給率を上げるという目標を掲げているわけですが、その目標を達成するために、農業団体、農林水産省、

都道府県、それぞれにおいて全国の戦略会議の下行動計画を作り、実際に取り組み、毎年点検するというような活動が行われております。この間には、全国だけではなく、ブロックや、それぞれの地域の単位でも行われております。

7ページをご覧くださいと思います。国産飼料の生産状況です。全国の飼料作物の作付面積は、左のグラフにあるように減少傾向で推移してきました。しかし、穀物価格の高騰を受けて、20年には10年ぶりに作付が拡大しております。これも、先ほどの行動会議で地道に環境を整えてきたところに、対策が強化された、農家の意識改革が行われたということで実現したものだと考えております。

右側のグラフは飼料自給率の動向と酪農経営における自給飼料の割合を示しています。酪農経営に着目しても自給飼料の割合が減ってきております。

8ページをご覧ください。品目ごとの取組状況です。まず、稲WCSです。稲を、米も、葉も、茎も、丸ごとサイレージとして利用するもので、栄養価の高い粗飼料として畜産農家から高く評価されております。米の生産調整の一環として、産地づくり交付金などが活用され、現在では、平成16年の2倍の面積まで拡大しております。最近では「細断型」と呼ばれる高性能の収穫機械が開発されて、品質も良くなっております。また、従来は利用先として酪農家が中心だったわけですが、WCSを給与した牛肉も良い品質であるという研究が出ております。肉用牛でも利用が高まってきている状況になっております。

9ページをご覧ください。稲WCSの取組を拡大するためには、稲作農家と畜産農家をマッチングして地域を引っ張っていくリーダーが必要だと考えております。このため、技術的にも行政的にも精通したコーディネーターを育成するための研修を開催しております。実際に現場に行きますと、下の写真にありますように、WCSにカビが生えてしまうなどの生産管理技術が不十分なための問題点がよく聞かれます。まだまだ改善すべき点が多く、コーディネーターの活躍に期待するところが大きいものがあります。

10ページ目をご覧ください。飼料用米でございます。平成19年度の補正予算の対策から初めて本格的な飼料用米の支援が始まっております。20年度には前年度の5倍の1,611haに拡大しております。ご承知のように、飼料用米のよいところは、何と言っても稲作農家が作りやすく、水田を守れるところです。畜産農家には、牛だけではなく、豚、鶏などすべての家畜のえさになる、しかも、とうもろこしと同じく栄養価が高いというところに大きなメリットがあります。

右側に書いてありますように、本年度は、まず当初予算で10a当たり5万5,000円の助成、加えて補正予算で2万5,000円の追加助成をするということで重点的な推進をしているところです。また、米粉・飼料用米を推進する法律を4月に成立させまして、今後、推進方針を明確にすることとしております。

11ページをご覧ください。飼料用米を推進するための最近の取組を並べております。各種補助金でいろいろな角度から支援ができることになっております。また、農林水産省として耕種農家と畜産農家のマッチング活動のほか、多収米の栽培マニュアル、品種のマニュアルを紹介しております。

12ページをご覧ください。先ほど、飼料用米は20年度で1,611ha作付されていると申し上げましたが、全国では49のグループが取り組んでおります。このグループのほとんどは、その成果物である畜産物を付加価値化に結びつけたいと考えております。一定の成果が上がった事例として、有名な山形の平田牧場、同じ豚肉の岩手のフリーデン、青森のトキワ養鶏、千葉のこめたまごについて紹介しております。

13ページをご覧ください。稲WC Sと飼料用米の取組が拡大してきたこととお話ししてきましたが、その取組と表裏の関係で、水田での耕畜連携というのが着実に進展してきています。特に、飼料用米が導入されてからは、さらに耕畜連携が進もうとしております。下のグラフに耕畜連携の拡大をイメージで表わしております。飼料用米が加わったことで、例えば畜種でいえば、牛だけではなく、豚、鶏も巻き込んで耕畜連携が行われようとしております。

また、耕畜連携は今までのえさの供給、堆肥、ふん尿の還元という循環の基本的なところを越えて、地域で特産的な新しい価値を持った生産物ができるといふ、価値観を生み出すような方向に進歩しようとしております。私どもとしては、このような取組をぜひ進めていきたいと考えております。

14ページでございます。関連して最近の課題を紹介いたします。水田を中心に、例えば稲WC Sのように粗飼料の生産が進んできております。粗飼料は穀物と異なり、かさばることから、運搬に不向きだとされています。このことから、今までは畜産農家の近くで栽培し、生産、消費されていくという形態が基本になっております。しかし、先ほど紹介しましたように耕畜連携が新たな段階を迎えようとしております。ある程度まとまった量の畜産物が必要だ。そのためには、もっと広い範囲で耕畜連携を進めることが必要になってきているわけです。

このためには、広域流通を不得意とする粗飼料についても広域流通が可能となるような体制を整備していくことが必要になります。効率的な保管、流通、粗飼料の品質がきちんと評価され、お互いに信頼関係を結べる、こういうことを進めていくことが課題となっております。私どもとしては、本年度から広域流通を本格的に進めて、併せて流通や取引、評価というものについてルールを作っていくと考えているところです。

15ページをお願いいたします。青刈りとうもろこしも稲WC Sと同じように、実も、茎も、葉も、丸ごとサイレージとして利用するという牛の飼料です。特に、とうもろこしの実を含んでいるということで高栄養であり、配合飼料を減らせるということから、酪農家の大きな期待を受けているところです。最近では、そこに紹介されていますように新しい機械が開発されるということがあったり、これまでとうもろこしは栽培できないと言われていた北海道の根釧などでも栽培が可能である品種が開発されたりしまして、19年度から減少傾向であった作付面積が拡大しております。

16ページをお開き下さい。草地の改良ですが、草地というのは、ちゃんと管理したとしても、だんだん収量が落ちていくということがあります。10年に1度ぐらいは土壌診断をして、表土を起こし、施肥をし、土壌改良剤などで改良した後にいい品種の種を播くという、いわゆる更新をする必要があります。最近ではこのような取組に対して酪農家の意欲が高まっております。農林水産省としても積極的に支援をしているところです。

17ページです。コントラクターです。これから飼料を生産する、それを拡大していくというときにも、畜産農家に十分な労働力がなかったり、機械設備がない場合がございます。このような場合は、飼料生産活動を専門で受託してくれるコントラクターの存在が重要になってきます。15年には317の組織がありましたが、19年には479に増加して、飼料の収穫受託面積も11万8,000haと、実に全国の13%程度をこの組織が担っていることになります。

ただ、いまだに北海道と九州に集中している状況であり、その他の地域での育成が課題になっております。また、地域で頼られる存在にだんだんできており、それに伴って法人として経営を高度化し、体質を強化することも大きな課題になってきております。

18ページをご覧ください。TMRセンターです。TMRセンターは、コントラクターがさらに発展

して、飼料生産をTMRセンター自身が行い、濃厚飼料などと混ぜて完全な飼料、つまりTMRを作り、会員に販売するというような形態が一般的です。組織数も増えて73まで増加しております。

TMRセンターの効果としては、コントラクターのメリットに加えて、飼料にばらつきがなく、地域単位で、いいえさを通年給与できること、エコフィードなどの未利用資源を有効活用できるということ、まとまった飼料原料を購入することから調達コストを大幅に削減できるということがメリットとしてあります。

右側には、水田からとれる稲のWC S、空港の刈り草、そして生協から出てくる食品残さをうまく組み合わせるとい鳥取の事例を紹介しています。

19ページをご覧ください。水田・耕作放棄地の放牧です。既に耕作放棄地になってしまった農地、担い手がいなくなってきた水田をどう管理するか、その手段として用いられています。また、畜産にとっては、低コストで牛を、特に子牛を生産する手段としてこの放牧が利用されております。現在では肉用牛の繁殖雌牛の放牧が中心で、ソーラーの電牧、ダニを予防するためのいい薬が出ていることから順調に増加してきている状況です。

右側には、牛の放牧でイノシシを寄せつけない、農地を守るという滋賀県の活動を紹介しています。現地からは、イノシシ、野生獣の被害防止という観点だけではなく、やぶがなくなって景観が綺麗になった、牛を通して地域で話題が起こるようになった、高齢者の方が牛の世話で元気になっているなど、多くのいい効果の報告を受けております。

20ページをご覧ください。酪農の集約的な放牧です。この放牧は先ほどの放牧とは異なり、草地から最大の栄養価を得るために放牧地を計画的に管理するというで行われております。ここでは北海道のA牧場の事例を紹介していますが、ここで紹介されていますように、配合飼料の使用量を大幅に減らすことができます。コスト低減にもなるし、穀物相場にも左右されないという状況になります。また、経営として見れば、ふん尿の処理などの労力が要らなくなってゆとりができるということがございます。それから、牛が健康になる、生産力もよくなるというメリットもあります。

しかし、集約的な放牧は、草地の条件がちゃんと整っていること、高度な技術が必要であることから、現状では放牧を主体とする酪農経営はごくわずかです。

このほか、酪農においては、いわゆる公共牧場を活用して後継牛の育成が行われております。

以上です。

○小林需給対策室長

需給対策室長でございます。私からは、資料3の1ページにございました濃厚飼料を中心にご説明させていただきます。

資料の21ページをご覧いただきたいと思っております。未活用資源の飼料としての活用ということで、エコフィードです。飼料の自給率向上のため、推進を図っております。もちろん、食品廃棄物そのものの発生を抑制することが大事ですが、その上で、食品リサイクル法におきましては、食品残さの再生利用に当たっては飼料化を優先するというで進められております。このため、安全性のガイドラインであるとか、「エコフィード認証制度」といったことによって安全性とか品質の確保を推進しております。これらの結果、左上のグラフにありますように、エコフィードの利用量は着実に増加しております。

右の事例は食品リサイクル法に基づくリサイクルループというものですが、単にリサイクルを推進するだけではなく、そのえさを使った豚を、もとの小売店さん等で販売するといった取組も進められているところです。

22ページをご覧ください。エコフィードの認証制度です。この制度につきましては、本年の3月発足したところで、現在、5件の申請を受理して、認証機関において審査をしているところです。これにつきましては、一定の基準、食品循環資源と申しますが、その利用率であるとか、栄養成分を満たすものについてエコフィードとして認証することにより、国民の皆様へ食品リサイクル、エコフィードへの関心と理解を深めていただくとともに、エコフィードの推進といったことを目的としております。

左下にございますように、今後の予定として、認証されたエコフィードを使った畜産物につきまして、「エコフィード利用畜産物」として認証する仕組みの検討を始めているところです。

23ページをご覧くださいと思います。飼料穀物の輸入状況です。我が国の飼料穀物輸入量につきましては、近年やや減少傾向で推移しております。そのほとんどは米国やオーストラリアからの輸入に大きく依存しております。一方、近年、わずかな量ではありますが、とうもろこしではウクライナ、ルーマニア、こうりゃんではインドからの輸入といった動きも見られます。

左下をご覧くださいますと、配合・混合飼料の原料の使用割合が出ております。とうもろこしが約半分、大豆油かすが14%となっております。

24ページをご覧くださいと思います。配合飼料の価格に影響を与える要因の動向としてとうもろこしのシカゴ相場の動向がございます。昨年6月に300ドル近くまで上がりましたが、現在のところは150ドル前後で推移しております。海上運賃は、昨年大幅に上がったところですが、現在は50ドル程度で推移し、為替につきましては、現在、96円程度で推移しております。

25ページをご覧くださいと思います。配合飼料価格安定制度です。我が国の畜産経営におきましては、生産費に占める配合飼料の割合が高いことから、配合飼料価格の上昇が大きく影響するところです。配合飼料価格安定制度につきましては、こういった影響を緩和するため、民間の方々の積み立ての通常補てんと、これを補完するため、異常な価格高騰時に行う異常補てんの2段階の仕組みとなっております。

26ページをご覧くださいと思います。配合飼料価格安定制度による補てんの実施状況です。一昨年来の価格上昇に対しまして、補てんの総額で約3,530億円になっていることから、国としては異常補てん基金の積み増しに加え、通常補てん、民間の方々の積み立てに対して借入金の利子助成や、長期無利子貸付を実施しております。

続きまして27ページをご覧くださいと思います。備蓄の関係です。我が国におきましては、飼料穀物の備蓄をおおむね国として95万トン行っております。内訳は、とうもろこし60万トン、米が35万トンとなっております。このほか、備蓄をお願いしております配合飼料メーカーの皆様方等に対して、一定の在庫として、需要の約1カ月分を確保していただくことをお願いしているところです。

続きまして28ページをご覧くださいと思います。備蓄の背景としては、近年の農産物の輸出規制の状況といったものがあろうかと存じます。黄色の部分が輸出税等で、ピンクのところは輸出禁止等でございます。世界的に食料需給が逼迫した場合や、価格が高騰した場合には、輸出国は自国内の供給を優先するということがございますので、輸入国としては必要な輸入量を安定的に確保するため、輸入先の多元化等に加えまして、備蓄、国内の飼料増産が重要だと思っております。

最後に、29ページにこの資料全体のまとめということで記載しております。世界的な人口増加等により、食料需給は逼迫基調で推移していることから、国際的な穀物価格の変動に翻弄されない、足腰の強い畜産経営を育成していくため、国産飼料の生産・利用の拡大が重要です。右下にござい

ますが、こういった取組に当たりましては、担い手の育成や、飼養管理技術、生産性の向上といったものときちんと連携してやることが不可欠であるということでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして畜産環境をめぐる情勢について説明をお願いします。

○本郷畜産環境・経営安定対策室長

畜産環境・経営安定対策室長でございます。畜産環境をめぐる情勢につきまして、説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。家畜排せつ物の現状について説明します。家畜排せつ物の発生量につきましては、年間約9,000万トンで減少傾向で推移しております。畜種別の発生量は、肉用牛が30%と最も多く、続いて乳用牛が29%というような状況になっております。地域別の状況を見ますと、耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量は都道府県間で大きな格差があり、畜産の盛んな南九州で発生量が多い状況になっております。

2 ページ目をご覧ください。平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」、いわゆる家畜排せつ物法が制定され、16年から完全施行されております。法律の基本的な枠組みについては下図のとおりでございます。家畜排せつ物の管理基準を定めまして適正に管理するとともに、堆肥等として有効に活用することなどが定められております。法の完全施行に伴い、野積み、素掘りがほぼ解消されるとともに、ほとんどの家畜排せつ物が堆肥化・液肥化、あるいは浄化・焼却処理等へ仕向けられているところです。

3 ページ目をご覧ください。家畜排せつ物法の適用猶予期間、平成11年11月から16年10月までの5年間において管理施設の整備等を促進するため、国として2分の1補助付きリース事業を中心に各種の支援策を講じたところです。こうした結果、現在、管理基準対象農家の99.9%が管理基準に適合している状況です。なお、管理基準対象農家とは、牛でいえば10頭以上飼養している農家です。

今後は、管理施設で生産される堆肥を中心に、家畜排せつ物の有効利用を図っていくことが重要だと考えております。現在、こうした視点を踏まえ、堆肥のストックポイントの整備などの各種支援策を実施しているところです。

4 ページ目をご覧ください。家畜排せつ物の適正な管理の維持・推進につきましては、施設整備に加え、現場における指導体制の充実・強化が重要であることから、平成11年度から畜産環境整備機構において「畜産環境アドバイザー研修」を実施しており、これまでに約7,300名を育成しております。アドバイザーは、畜産経営の指導を行う県や市町村の職員あるいは農協の職員が中心となっているという状況でございます。

また、適正な施設・機械等の選定の参考となるよう、ガイドブックの作成や、環境保全への取組に対する優良事例の紹介等を実施しております。

5 ページ目をご覧ください。酪農及び肉用牛生産のうち、繁殖経営では、環境に配慮した資源循環型の畜産を進めるため、家畜排せつ物を堆肥化し、可能な限り飼料作物生産に活用するため、土壌に還元し、飼料自給率の向上に資することが重要だと考えております。このため、自給飼料生産の大宗を担う酪農につきましては、酪農飼料基盤拡大推進事業により、環境保全と飼料自給率向上に取り組む酪農家に対して支援しているところです。

さらに、持続的な農業生産の促進のためには、堆肥の利用について、耕種農家の水田あるいは畑にまで利用を広げ、地力増進等に役立てることが重要だと考えております。しかしながら、耕種農家側では、堆肥の品質や散布労力の問題などにより、堆肥の施用量は、近年伸び悩んでいる状況です。

6 ページ目をご覧ください。排せつ物の利用に関する農家の意向でございます。家畜排せつ物の利活用促進がこれまで以上に重要となる中、ほとんどの農業者は家畜排せつ物堆肥を利用したいと考えている状況でございます。また、最近の肥料価格の高騰の影響により、堆肥の引き合いが強くなっているなど、堆肥利用を促進する好機だと考えております。

しかしながら、「においがある」、「腐熟度が低い」等、堆肥の品質に対しては不満を感じていることから、今後は、堆肥の品質向上など利用者のニーズに即した堆肥生産とその供給が重要だと考えております。

7 ページ目をご覧ください。肥料の輸入価格と価格高騰の要因に関する資料です。肥料の輸入価格は、近年、上昇傾向で推移しており、平成20年度に入り急上昇しています。この要因は、昨年の急激な原油価格の高騰によるもののほか、近年の中国やインドの食料増産、米国、ブラジルのバイオ燃料の増産等により肥料需要が増加していることや、原料の供給先が特定の国に限られていることなどによるものであると言われております。このような状況から、堆肥に対する引き合いが高まっているところ です。

全農が6月29日に発表したところによりますと、21肥料年度、21年7月からの1年間ですが、化学肥料の販売価格は、6年ぶりに24%引き下げることになる模様だと聞いております。

8 ページ目をご覧ください。バイオマスの総合的な利活用の観点から、メタン発酵・炭化・焼却処理といった家畜排せつ物をエネルギー源とした高度利用は有効だと考えております。家畜排せつ物の高度利用につきましては、家畜排せつ物の需給状況の改善に加え、地球温暖化防止等の観点からも有意義だと考えております。ただし、高度利用の方法として最も多いメタン発酵処理施設でも全国でわずか70施設余りが整備されているにすぎないという状況です。

9 ページ目をご覧ください。高度利用の施設整備が進んでいない理由ですが、家畜排せつ物の高度利用施設の整備には、メリットとデメリットがあり、具体的には、高度利用施設はエネルギー利用や副産物の利用等の面で多くのメリットがあるものの、一方で、施設整備や維持管理費が通常の堆肥処理に比べて過大になるなどのデメリットがあります。このため、これらメリット・デメリットを総合的に勘案しつつ、地域の実情に応じて推進していくことが重要だと考えております。

10 ページ目をご覧ください。新たな基本方針について説明します。家畜排せつ物をめぐる情勢の変化を踏まえ、19年の3月に、27年度を目標とした「新たな家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を策定・公表しており、この見直しでは、耕畜連携の強化、耕種農家のニーズに即した堆肥づくり、エネルギーとしての利用等の推進に重点を置いているところ です。

11 ページ目をご覧ください。農畜産業全体について環境保全を重視したものとすため、平成17年3月に「環境と調和のとれた農業生産活動規範」を策定・公表しております。内容は、法令の遵守や畜舎の清掃の励行など、畜産農家が日常的に実施していることを改めて明記したものです。

農業環境規範の実践を促進するため、畜産関係の補助事業のうち可能なものから順次要件化を図っており、現在、29の事業で要件化あるいは努力規定化をしているところ です。農業環境規範の実践につきましては、今後とも畜産農家への周知徹底を図っていくことが重要だと考えております。

12ページ目をご覧くださいと思います。一定規模以上の畜産事業所から排出される汚水は、水質汚濁防止法等により所定の水質を満たすよう処理を行うことが義務づけられております。具体的には、有害物質として硝酸性窒素等に関する基準のほか、生活環境項目として水素イオン濃度、BOD、CODなど8項目の排水基準が設定されております。このうち、硝酸性窒素等につきましては、平成22年6月末まで暫定排水基準が900mg/l、つまり900ppmという基準が適用されることになっております。

22年の当初から、環境省におきまして新たな基準の検討が開始されることになっており、前回の改訂時に900mg/lの暫定基準値が3年間据え置きで延長されたことや、昨今の環境問題に対する社会情勢等を踏まえ、一層強化される見込みが高いと考えております。その場合に備えて対応していくことが重要ではないかと考えております。

18ページ目でございます。混住化の進展等を背景として、畜産経営に対しては、悪臭に関する苦情が最も多く、今後とも地域において経営を維持していくためには、その対応が重要な課題となっております。このため、家畜排せつ物の適切な管理はもとより、日常から畜舎環境を清潔に保つこと等により、周辺住民から理解を得られるような取組が重要だと考えております。一度感情的な問題になってしまいますと、その解消は非常に困難です。

国としましては、例示したような光触媒を利用した脱臭技術の開発や、畜産農家の状況に応じた処理方法の選択に資するための事例紹介などを行いまして、円滑な施設導入を支援しているところでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは、続きまして畜産物における安全と消費者の信頼確保に向けた取組等についての説明をお願いいたします。

○原田動物衛生課長

動物衛生課長でございます。

資料5をご覧ください。「畜産物における安全と消費者の信頼確保に向けた取組（その1）」として、動物衛生について説明させていただきます。

めくっていただいて1ページですが、BSEの発生を機に、我が国ではリスクマネジメントという考え方で家畜の疾病についても評価と管理を実施しています。まず、リスク評価を科学的知見に基づいて実施し、リスク評価や、国際基準も踏まえてリスク管理措置、すなわちリスクを低減するための措置を講じていくということです。講じたリスク管理措置については、一定期間を経て検証し、リスク管理措置の妥当性を確認していく。この行為を繰り返していくことが最も大事なことでございます。

その課程の中でリスクコミュニケーションをしっかりと実施して、国民の皆様にはリスクのあり方、管理についてしっかりと説明をしていくことが大事かと思っております。

2ページでございます。我が国における家畜衛生対策をまとめております。健康な家畜から生産される畜産物を消費者に供給することが基本と考えています。いろいろな家畜の伝染病がございしますが、法律で定めている家畜伝染病は、家畜伝染病予防法に基づき、例えば口蹄疫のように、発生した場合には患畜を殺処分して厳格な防疫措置を行うような家畜伝染病、それと、発生を届け、殺処分を行わず、都道府県や獣医師が衛生指導をして疾病を治していく届出伝染病。このほか、乳房

炎のように慢性疾病といいますか、生産者が自主的に衛生対策をしていくことを基本とする疾病がございます。全体を「家畜伝染病」と言っておりますが、法律で防疫体制を敷いているのは、家畜伝染病と届出伝染病の2つです。

このため、都道府県の家畜保健衛生所が主体として通常の農家の衛生指導やサーベイランスをやっています。これがいわゆるリスク管理措置の基本でございます。万が一発生した場合には、法に基づいて様々な措置を講じてまいります。これは危機管理の一環でございます。

また、海外からの進入を防止するという事で動物検疫所が防疫措置を行っています。これもリスク管理の一環です。なお、動物衛生研究所は、家畜伝染病の確定診断や、日頃の県の指導などについて協力をいただいています。

3ページ目から具体的な家畜の伝染性疾病のお話をしたいと思います。今回は酪肉近ですので、牛を主体に記述しております。

下に表がございますが、上から5つ、口蹄疫からヨーネ病までが家畜伝染病でございます。口蹄疫は12年に発生して以来、我が国では発生しておりません。BSEは、平成13年が初発でしたが、その後続発しまして、18年の10頭をピークに、19年は3頭、20年は1頭、21年も1頭既に出て、これまでに合計36頭、国内でBSEの感染が確認されています。結核、ブルセラは、散発しておりますが、ほぼ清浄化に近い状況になっております。むしろヨーネ病が摘発していることもあり、事例としては増えております。現在、ヨーネ病の清浄化に向けて県と一緒に取り組んでいるところです。

牛白血病とBVD-MDの2つを例として掲げています。最近この2つの病気が慢性的に発生しておりまして、地域によってはかなり深刻な問題になっていると聞いております。現在、各県で具体的な発生事例あるいは取組事例を精査しており、これからこれらの疾病について力を入れていきたいと思っております。

一番最後に乳房炎ですが、これは農家レベルでコントロールしていく病気ですが、80万頭という日本の牛のほとんどになるのではないかとと思うんですが、これは「延べ頭数」と理解して下さい。慢性的に、どの農家でも抱えていらっしゃる病気です。

次のページからBSEに重点を置いて資料を用意いたしました。先ほど、BSEの発生が日本で36頭と言いましたが、右のグラフにその月齢と生まれた時期をプロットしております。赤線は、2001年の9月に法的な飼料規制を講じた時期です。それ以降、2002年1月生まれの牛が1頭いますが、これは在庫だった飼料ではないかということで、基本的に飼料規制前の牛と理解しております。従いまして、飼料規制後に生まれた牛では感染牛は確認されていないということです。

月齢分布を見ると、21カ月齢と23カ月齢の牛が下に2ついますが、それ以外は一番若い牛で48カ月齢です。生まれた年の特徴として2つの群があり、最初の固まりは、多分海外から入ってきた飼料で最初に感染した群ではないかと思われております。次の2000年1月のところの群は、最初の感染牛をレンダリング等によって飼料にした結果、それを食べた牛の群ではないかと思われていて、この辺に集まっているところです。

左側にOIEのステータス区分とありますが、今年の5月にOIEの総会で日本が「管理されたリスク」の国と認定を受けました。サーベイランスとリスク低減措置、飼料規制の条件があるんですがその2つがクリアできているということです。これから、「管理されたリスク」の国になったことを踏まえて、国内のリスク管理措置についても専門家の検証を受けていきたいと考えています。

5ページ目が主要国におけるBSE対策の概要でございます。特にEUは、BSEが最初に発生

して相当頭数出た国として、BSEの管理対策についてもいろいろな措置を講じてまいりました。BSE検査につきましては、EUは、健康牛、と畜に向かう牛、食用に回る牛については、基本的に30カ月齢以上の牛をすべて検査してまいりました。死亡牛については24カ月齢以上の牛をすべて検査してまいりましたが、今年の1月から、健康牛、死亡牛とも48カ月齢まで緩和いたしまして、国によっては既に48カ月齢に切りかえている国が幾つかございます。また、EUは加盟国すべてOIEのステータス認定を受けており、「管理されたリスク」又は「無視できるリスク」の国のどちらかに当てはめられている状況です。

それに比べ日本は、健康牛は21カ月齢以上の牛すべてを検査しておりますが、ご承知のとおり各都道府県では独自に20カ月齢以下も検査を続けておりまして、実態としてすべての月齢について健康牛の検査をしています。死亡牛については24カ月齢以上のすべてについて、EUと同じ検査をしております。

SRMにつきましても、国によって定義が違っております。日本はすべての月齢で頭部、脊柱、脊髄、回腸遠位部と決めています。EUは月齢に応じたSRMの定義をしております。これは米国も一緒です。月齢の高い牛ほどSRMが蓄積されやすいということで、月齢の高い牛についてはSRMの範囲を広げているのが普通になっています。

次のページからBSE対策の実施状況ということで、特に、6ページですが、厚生労働省と農林水産省でそれぞれ役割分担をしながらBSE対策を講じております。厚生労働省の所管は、と畜場におけるBSE検査ですが、21年4月末までに900万頭を超える牛の検査をして、うち陽性牛が22頭ということでございます。死亡牛は、農林水産省の所管ですが、これも21年3月までに約53万頭検査をして、うち陽性牛が14頭あり、合計で36頭の陽性牛がいたということで、かなり厳格な管理措置をしていると考えております。

以上でございます。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは、次に（その2）をお願いいたします。

○境畜水産安全管理課長

畜水産安全管理課長でございます。資料6の飼料と動物用医薬品の安全性確保につきましてご説明します。

1ページ目をご覧くださいと思います。飼料安全法、正式には「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」という名称でして、安全規制と品質の確保という2つの項目立てになっております。

（2）に飼料安全法の対象動物は、牛以下と、養殖の水産動物の、現在31種類が対象になっております。飼料添加物は、ビタミンとか抗生物質等157品目が指定されております。

安全性の確保のために、わかっているものについては、規格・基準を定めて、事前に安全基準を設定するというので、それに合致しない飼料等の製造・輸入・販売・使用の禁止という措置をとっております。それから特定飼料、これは抗生物質である飼料添加物、あるいはインド産の落花生・油かす、こういったものについては農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の検定を受けることになっており、製造業者等につきましては届出等を行っていただくことになっております。

品質の改善につきましては、栄養成分がきちっと給与されるよう、公定規格等を定めて表示の義務づけ等を行っております。

右側に図がございますが、規格・基準を設定する、あるいは飼料添加物を指定する場合には、農業資材審議会のご意見を聴くとともに、食品安全委員会にも評価をお願いすることになっております。農業資材審議会では、その飼料を食べた家畜が健康に成育できるかどうかの主眼を置いて審議され、食品安全委員会は、その飼料を食べて生産される畜産物の安全性について評価することになっております。

その図の左側ですが、農林水産消費安全技術センターは、輸入業者とか広域に流通している飼料を製造しているところについて抜き打ちの検査等を行っており、収去し、検査を行っております。都道府県では、県域内での流通を行っている飼料製造業者、販売業者、使用者である畜産農家に対して立入検査等を行っており、役割分担をしております。

次の2ページをご覧くださいと思います。BSE関連の飼料規制でございます。大きく分けて3つの対応をとっております。まず最初が(1) 肉骨粉等の飼料原料についての規制でございます。ご承知のとおり13年にBSEが発生した後、直ちに肉骨粉等は、すべて使用禁止にしております。その後、安全対策等を講じながら、安全が確保されたものについては順次利用を再開しております。

右に表がございますが、給与対象として、牛用飼料、豚用飼料など4種類並んでおります。縦には、左側に原料が区分されております。網かけになって「×」がついているところ、例えば血粉、血しょうたん白、牛由来のものはすべての家畜用の飼料に使用禁止としており、これは交差汚染を防止する観点からすべての飼料原料から排除するという対応をとっております。「牛など」の給与対象飼料を縦にご覧いただきますと、牛用飼料としてはゼラチン、コラーゲン、乳、乳製品、卵、卵製品、それから、真ん中より下にございますが、特定動物性油脂類、不溶性不純物が0.02%以下、こういった非常に純度の高いものに限り使用を認めております。

左側に行きまして、(2)の反すう動物用飼料の製造工程分離ということで、基本的に原料も使わないということですが、何らかの交差汚染の可能性があるので、配合飼料工場におきましては牛用飼料とその他の豚とか鶏用飼料の製造ラインを分けるという対応をとっております。

(3)が使用段階での安全確保ということで、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質混入防止に関するガイドライン」を制定しており、牛用飼料をA飼料、その他の家畜用飼料をB飼料という形で分けて、基本的には牛に間違えてB飼料を給与しない、あるいはB飼料とA飼料が混じって交差汚染してしまうのを防ぐ対応をしっかりとっていただくようにしております。

3ページでございますが、飼料原料、とうもろこしや大豆といったものには組換え体技術が応用されているわけですが、これにつきましては、飼料安全法に基づいて家畜への安全を確保するとともに、食品安全委員会では生産された畜産物の安全を評価してもらうという対応をとっております。

右の表にありますように、現在は6作物52品種について安全確認がなされ、これらが輸入して使われております。また、酵素とかいったものが飼料添加物として4品目利用されております。

4の各種有害物質への対応ですが、飼料は当然農薬とかが使われていることがあることから、残留基準を定めております。右の下にございますように、輸入原料等の穀物とか牧草については60種類の残留基準値を定めております。また、近年、稲発酵粗飼料の利用が多くなってきていることから、稲わらや稲発酵粗飼料につきましても農薬の残留基準を現在31種類定めており、今後追加していく予定にしております。そのほかにもカドミウムとか、砒素とかいった重金属、あるいはアフラトキシンなどのカビ毒といったものについての基準を設定しております。

次に4ページをご覧くださいと思います。動物用医薬品でございます。左に販売業について

の制度の改正とございまして、店舗販売業、卸売販売業、配置販売業、動物用医薬品特例店舗販売業という4つの形態があります。最近、ヒト用の医薬品では通信販売を禁止することが話題になっておりますが、動物用医薬品の場合には従来から広域流通がなされておりますので、通信販売も、難しい薬を除けばできる仕組みになっておりますので、そういった混乱はないということでございます。

右に図がございまして、動物用医薬品を承認する場合には、薬事食品衛生審議会のご意見を聴くものと、食用動物に対する薬につきましては食品安全委員会の評価と、厚生労働省のご意見を聴くという仕組みになって、安全が担保される仕組みになっております。医薬品を製造なり輸入する場合には、いろいろな許可、承認が必要になっております。

特に、真ん中に「要指示医薬品制度」とありますが、獣医師が実際に診察を行って、その指示のもとに使うのでなければ医薬品販売業者は農家に販売できないという仕組みになっていて、適正使用を確保しております。その医薬品の使用法どおり使えば畜産物に医薬品が基準を超えて残留することはないということです。

一番下に、厚生労働省の所管ですが、食品衛生法に基づいて各畜産物ごと、動物用医薬品ごとに残留基準値が設定されており、それ以下になるようにきちっとした使用規制をしているところです。

右の図の中で、一番上に「個人による無許可輸入・製造の禁止」、下の方に「未承認医薬品の使用禁止」とあります。薬事法は、ヒトの医薬品の規制と全く同じ法律でして、83条で厚生労働大臣を農林水産大臣に読みかえることによって薬事法全体を動物用医薬品にも適用するという仕組みになっております。この2つはヒトにない規制で、食用動物に使用する薬は個人が製造したり輸入することは禁止されております。また、未承認医薬品は牛とか豚とか食用動物には使用してはならないという非常に厳しい規制があります。

5ページですが、具体的な残留防止のための措置としては、左側の青いところでございまして、まず、承認制度により品質、有効性・安全性、残留性をきちっとチェックして、問題のないもののみを承認するという仕組みになっております。

それから、実際に流通・使用段階での安全性確保ということで、②の獣医師法第18条に基づく要診察医薬品制度があり、獣医師が自ら診察せずに医薬品を交付したり指示をしてはいけないという規定がございまして。それから、③ですが、先ほど申し上げた要指示医薬品制度で、獣医師からの指示書の交付を受けた者以外の者に対しては、販売業者は要指示医薬品を販売してはならないという仕組みがございまして。④が実際の適正使用を確保するため、動物用医薬品の成分ごとに使用してよい対象動物や、用法・用量、使用禁止期間といったものが定められており、それを守らなければいけないことになっております。これを守れば食品衛生法上の問題が生じる畜産物は生産されないということになります。⑤は、農家にも、抗菌性物質等を使用した場合にはきちんと記帳しなければいけないという努力規定があります。その流れを右の図に番号をつけて示しております。

以上でございます。

○鈴木部会長

続きまして、(その3)と併せて企画部会とか農政改革特命チームの状況についてもご説明をお願いします。

○山根畜産総合推進室長

畜産総合推進室長でございます。資料7でございまして、安全と消費者の信頼確保に向けた取組ということで、様々な内容が盛り込まれております。

まず1ページ目をお開きください。畜産物の安全性の確保という全体の絵ですが、畜産物による健康被害を防止するために、最終製品の検査だけではなく、未然防止の観点から、生産段階から消費段階まで一貫したリスク管理措置が必要ということです。そこで、農水省としては、これまで農場段階におけるHACCPの考え方にに基づく飼養衛生管理の導入や、加工・流通段階の施設整備への支援を行っているところです。

次のページでございます。畜産農場におけるHACCP方式を活用した飼養衛生管理の取組を推進するため、平成19年度及び20年度には、HACCP方式を活用した衛生管理に取り組む農場の認証基準を検討してきたところです。近くこの認証基準を策定することとしておりますが、本年度は第三者認証による認証制度の検討を進めていくことにしております。なお、平成20年度からは農場の指導体制を強化するため、農場指導員の養成にも取り組んでいる状況でございます。

次のページをお願いいたします。牛乳・乳製品の加工・流通段階における安全性ですが、牛乳・乳製品の安全を確保するため、生乳の生産から出荷までの各流通段階での記録と各種検査を実施しています。特に、生乳の生産段階におきましては、平成18年5月の食品衛生法の改正に基づくポジティブリスト制度の施行に伴いまして、関係団体の協力のもと、HACCPの考え方をういた衛生的な生乳生産及び安全な生乳供給を目的とした飼養・衛生管理に関する管理基準といったものに沿った生乳生産の実施と併せまして、生乳の生産管理に係る記帳・記録の徹底を推進しているところです。

次のページをお願いいたします。牛肉です。平成13年のBSEの発生等を踏まえ、と畜場法の施行規則の一部改正により、牛のBSE検査並びにSRMの除去の義務付け、また、と畜場の衛生管理や構造設備の基準の強化、さらにはピッシングの中止ということ措置しております。これらに対応するため、産地食肉センターや食肉販売事業者等が行う衛生設備又は衛生機器の整備に対して支援を行っています。

次のページをお願いいたします。食品のトレーサビリティです。食品に関する事故が発生した場合には、健康被害の拡大防止のために、発生箇所の特特定または迅速な回収が必要です。その基礎といたしまして、各事業者が仕入日、仕入先、出荷日、出荷先などの情報を作成・保存し、食品の移動を把握できるようにしておくことが重要です。

今後、食品のトレーサビリティを確立していくためには、中小零細な農林漁業者、食品事業者の取組が課題となっております。そのため、日常業務の中で無理なく実施できる記録・保存の方法の普及啓発や、品目・業態に応じたより負担の少ない方策の検討・実証などにより、より多くの生産者や事業者が取り込まれるように環境づくりを進めたいと考えているところです。

次の6ページをお願いいたします。牛のトレーサビリティ制度でございます。牛トレーサビリティ法は平成15年6月に公布されております。本法に基づく牛トレーサビリティ制度により、農家等から届けられた牛の出生・異動等の情報は、独立行政法人家畜改良センターでデータベース化され、インターネットからも見ることができます。加えて、本制度の適正実施のため、地方農政事務所等による立入検査やDNA鑑定による担保措置を行っているところです。

7ページをお願いいたします。牛の個体識別システムを活用した生産履歴情報及び飼養管理等の情報の提供でございます。牛トレーサビリティ法に基づき、国内で飼養されるすべての牛につきまして個体識別番号を表示した耳標が装着されております。消費者は、お肉屋さんなどで販売されている国産牛肉に表示されている番号から、インターネットを通じて、その牛がどこの県で生まれてどこの県で肥育されたのかなど、生産履歴情報を確認することが可能となっております。それに加

えまして、さらに詳細な情報として農家の情報、給与飼料情報、ワクチン接種情報、疾病情報などについてもこのシステムを活用して提供することにしております。

次をお願いいたします。消費者の立場に立った食品表示の適正化、これに向けた食品表示行政の取組でございます。まず、表示事項は一括表示欄にまとめて記載するといった、消費者の立場に立ったわかりやすい食品の表示制度の実施や、関係府省と連携した監視、取り締まりに取り組んでおります。特に監視、取り締まりにつきましては、食品表示Gメンを全国の農政事務所に1,800人を配置し、日常から厳しく監視を行う食品偽装の防止に向けた取組を行っております。

また、本年5月の法改正により、JAS法に直罰規定が創設され、食品の産地偽装に対する抑止力が高まり、消費者の信頼の確保につながるものと考えております。

なお、今後、消費者庁及び消費者委員会が設置される予定になっております。品質表示基準の策定・改正につきましては消費者庁が担当することになっております。

次をお願いいたします。食育の問題でございます。近年の国民の食生活をめぐる状況は、食の海外への依存や、栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加など、様々な問題が生じております。このため、「食」の生産・流通・消費といった一連の流れを担っている農林水産省としましては、食料自給率の向上や、農山漁村の活性化に資するよう、幅広い関係者と連携しながら食育を推進しているところです。

次のページをお願いいたします。畜産における食育の取組です。酪農教育ファームにつきましては、酪農体験を通して「食といのちの学び」を支援することを目的として、生産者団体が教育関係者と酪農関係者の協力を得て開始したものです。平成13年1月には「酪農教育ファーム認証制度」が創設され、20年度末の認証牧場の数は、257牧場を見込んでおり、20年度上半期の受け入れ実績は、団体数が約2万、受入人数が約47万人で、家族連れ等が半分以上を占めております。農水省としても、活動の一層の普及と質の向上を図る観点から、20年度に導入した牧場と活動を行う人材をそれぞれ認証する新たな制度の運用等に対する支援を行っているところです。

11ページです。畜産物についての消費者への情報提供です。牛乳・乳製品ですが、生産者及び乳業の関係団体等が、生産段階における生乳の生産管理等の取組状況や、乳業メーカーにおける品質管理工程につきまして、ウェブサイト等を通じて広く情報提供を行っております。

食肉ですが、まず生産・流通段階におきましては、消費者との産地交流会や都道府県農業祭などの機会を通じ生産情報などの提供を行っております。その結果、平成20年度に産地交流会に参加していただいた1,803名のうち4割の方に、安心して国産食肉を購入できるようになったと回答していただいております。

また、販売・消費段階においては、小売店舗では、消費者から安全性に対する問い合わせがあった場合には、掲示物を用いて説明するとともに、食肉情報出張講座といったものを行いまして、安全性に関する取組を広く情報提供しております。

12ページをお願いいたします。その他の取組として、地域畜産ふれあい体験交流やふれあい牧場の推進、さらにはインターネットのホームページを活用した消費者への情報提供を行っております。

特にふれあい体験交流につきましては、アンケートで、一般参加者の90%は満足いただいております。再度の参加希望者も75.5%。そのほか、資料には載せておりませんが、生産者との意見交換会では、40%が生産者の気持ちが理解できた、33.1%がもっと話を聞いてみたいとの感想が出されております。今後は、参加者のアンケートに国産畜産物への購入意欲の検証が可能な設問を追加する予定ということで、できる限りの取組を行っていきたいと思っております。

資料7は以上でございます。

企画部会と農政改革特命チームの状況ですが、資料としては参考資料4-1、4-2、5-1、5-2ですが、状況について若干ご報告いたします。

企画部会につきましては、第10回の会合が6月1日に開催されております。また、農政改革特命チームにつきましては6月24日に再開されております。企画部会及び特命チームの会合におきましては、特に畜産に関連した議論はございませんでしたが、提出された資料に畜産関係の記述がございますので、そのあたりを中心に若干資料をご紹介させていただきたいと思っております。

参考資料4-1と4-2は企画部会の資料です。参考資料4-1ですが、目次をざっとご覧いただきますと、Iとして売れる農業、儲かる農業の推進について掲げられております。所得の向上を図るための現状分析や、販売価格の向上、販売量の増大、コストの縮減について記述されております。IIとして持続可能な農業生産を支える新たな取組ということで、他分野の多様な関係者と連携を図っていくことや、新技術への取組、環境保全を重視した農業生産ということについて、農業横断的な説明がなされております。

参考資料4-2は品目別の取組をまとめたものです。所得増大に関して11ページ以降に畜産物関係についても記述がございます。これにつきましては後ほど説明します参考資料5-2でよりポイントが絞られて説明されておりますので、そちらで説明させていただきます。

参考資料5-1と5-2でございます。5-1でございますが、これは4月に出された「農政改革の検討方向」に基づきまして、個々の項目を左の欄に、農水省としての検討状況を右に載せております。一般的なものですので、説明は省略させていただきます。

5-2は、個別の品目ごとの戦略的な対応方針でございます。12ページ以降に農業所得の増大に向けた品目ごとの戦略的対応方針が記述され、畜産物につきましては15ページに記述がございます。牛乳・乳製品につきましては、販売価格の向上のところで、生乳生産者団体の機能強化や乳業メーカーの工場の再編・統合といったことが記述されており、販売量ではチーズ等向けの供給量の拡大、また、コストでは、飼料の問題が書かれております。

肉用牛のところでは、販売価格でブランド化に向けた販売戦略や飼養管理技術の向上、販売量では輸出、または販売ルートの開拓といった問題について記述されております。

1枚おめくりいただきますと、鶏の下に飼料もございます。販売価格では、飼料用米や稲WCSの給与による畜産物の高付加価値化の実証ということを通じて飼料の利用価値の向上を図っていく、また、販売量では粗飼料の広域流通、耕畜連携による水田の活用ということです。コストではコントラクター、また、草地生産性ということを記述しております。

私からは以上でございます。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

今の農政改革特命チームと企画部会の関係につきましては畜産関係の直接の部分をご説明いただきましたが、補足的に私から全般についての特徴的な点を若干紹介させていただきます。

6月中旬に特命チームが再開しまして、米の生産調整についてのアンケート結果や、第2次シミュレーションをお示しして議論する予定になっておりましたが、できておりません。この日程は、政治情勢等もあり、かなり遅れているということです。

特命チームは再開いたしましたが、米の生産調整についての議論はさて置き、私、この前にセットであると申し上げましたが、1つは、産業政策としての担い手の方々への下支え部分をどうい

ふうにするのか、この部分のあり方。もう1つは社会政策、地域政策的な側面での中山間地等への下支え、セーフティネットのあり方をしっかりすべきではないか。こういうものはセットの議論であると申し上げましたが、後段の部分についての議論が進んでいるということです。

特に、今回出てきた資料では中山間地等への支援のあり方についてかなり具体的な議論が出てきており、参考資料5-1の15から16ページの「農政改革の検討状況について」を見ていただきたい。

7 農山漁村対策というところで、「産業政策としての農政」と同時に、「地域政策としての農政」は重要なテーマであって、キーワードとして、「地域コミュニティの維持」、「所得機会・就業機会の確保」、「環境保全」を掲げた上で、現在の政策で不足している項目を検証し、現場で効果が実感される対策に再構築するというところで、中山間地域直接支払とか、農地・水・環境保全対策は重要な役割を果たしているが、それだけでは農村地域全体を支えるには不十分であるということで、この部分をどう拡充するかということがかなり明確に出されています。

その中で、「地域マネジメント法人」というような、集落機能の低下した地域を支援する法人を政策的に支援するというようなことが書いてあります。この辺りが具体的な部分として今回出てきた部分です。

それから、担い手についての下支えのあり方について、現行政策の検証から次にどうするかについては、まだ細かい点はありません。

もう1つ、関連して非常に注目された点は、同じ資料の13ページで、食料自給率についてかなり踏み込んだ書き方をしておりますので見ていただきたいんですが、食料自給率については、認知度も高いが、今の自給率の計算方法には問題があるということで、①、②、③と書いてありますが、定義上の問題で数値が変動するとか、カロリーベースだけですと畜産や野菜の貢献度が低くなるとか、農地や担い手、技術がどういう状態であるかに基づいて生産が出てくるわけですが、その関係が不十分な指標だから、③については新たな補完的な指標を検討すると農水省から提案が出てきているということです。この辺りは全体の話として押さえておいていただければということです。

その点を補足させていただきました。

次に、最後の資料でございますが、家畜改良増殖目標見直しの検討状況についてお願いします。

○北池畜産技術室長

畜産技術室長でございます。

資料8をお願いいたします。家畜改良増殖目標につきましては、別途、研究会で現在検討しております。乳牛と肉用牛については1回目の検討会が終わっています。そこで出されました主な意見をご紹介します。

開けていただき、乳用牛です。第1回目の研究会で出された意見として、乳量に関しましては、特に牛群検定農家では現在の目標水準に達しており、設定方法については十分検討すべきであろう。それから、乳量は伸ばしていく方向であろうけれども、今後、粗飼料中心でも乳量を上げる方向での改良が必要ではないか。それから、「泌乳持続性」、一定量の乳量が継続するというところで、ある意味で飼いやすい牛というイメージがございまして、そういう指標を検討してはどうか。それから、飼養環境の効果につきましては、もう少し具体的に、農家あるいは給餌方法、牛舎等、細かい分析をしてやるべきではないかというようなご意見が出ております。

生産性向上の観点では、特に繁殖性あるいは疾病に強い牛と、長命連産性のある、長持ちする牛とか、新規参入者でも飼いやすい乳用牛づくりという視点も必要ではないかというご意見でした。

消費者ニーズへの対応という観点では、改良については長期間を要することから、大きなトレン

ドを改良で追っていくべきではないか、多様化に備えて特徴のある牛づくりを検討していく必要があるのではないかとのご意見がありました。

改良・検定手法でございますが、特に欧米で行われております新たな遺伝子を使った解析技術につきましては、我が国においてもその実用化を積極的に推進すべきではないかというご意見がございました。

続きまして次のページ、肉用牛です。生産性向上の観点で、出荷月齢については短くしていくことが重要ではないか。その上で、理想的なことを考えれば、早期に脂肪交雑が入り、一定の肉質がカバーできるものが望ましいのではないか。それから、エネルギー効率から考えても、脂肪より、もう少し赤肉を増やす方向を検討すべきではないか。

飼料効率・増体の関係では、早く大きく仕上がるということに関しては、当然、改良した場合については雌牛も大きくなるわけですし、雌牛を大きくすることが維持・管理コスト、あるいは繁殖成績の問題があるのではないかとのご意見もございました。それから、「余剰飼料摂取量」という概念で、効率的に飼料を利用するという新たな概念も出てきているので、そういうのを指標に検討してはどうかというご意見がございました。

繁殖性ですが、受胎率に関しては原因をよく分析するとともに、1つの指標として、4歳時までにどれぐらい子供を産むのかというような指標も検討すべきではないか。

放牧適性に関しては、指標化はなかなか難しい。ただ、一体的に進めていくべきであろう。

遺伝的多様性で、肉質重視の観点から、偏った系統の利用が進んでおり、遺伝的多様性が失われつつあるので、その確保が必要であろう。

おいしさという観点で、現在の科学的知見を十分分析して指標を検討すべきであろう。特に、「普通の人」が、食べておいしいと感じる肉質基準の導入を図るべきではないかというようなご意見が出たところです。

以上でございます。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

以上で準備していただきました資料の説明を終了いたしました。意見交換に入ります前に、既に大分時間が過ぎておりますので、少しだけ休憩を挟ませていただきまして、再開させていただきます。

[暫時休憩]

○鈴木部会長

それでは再開させていただきます。

4 意見交換

○鈴木部会長

休憩前に事務局から説明がありました飼料の関係、畜産環境の関係、安全確保の取組など、幾つかありましたが、それぞれ関連するものもありますので、全体を通してご意見、ご質問、ご自由に発言いただければと思います。委員の皆様の間での意見の相違や、お聞きしたいこと等、事務局から答えてもらうだけではなくて、どんどん、率直にご議論いただくというようなことでお願いで

きればと思います。

では、どなたからでも結構でございます。

阿部委員。

○阿部委員

飼料について、2つほど、感想的なものとお話させて下さい。

1つは粗飼料の自給率向上ですが、前回の酪肉近の策定後、ここ数年間の飼料政策は、コントラクターの拡大であったり、飼料稲サイレージの面積の拡大であったりするわけですが、現在、自給飼料の生産基盤というのが、皆さんの努力が着実に実って軌道に乗り始めているというような段階であると評価していいと思います。

これからその基盤をどういうふう to 増幅していくかという課題があるわけですが、粗飼料の広域流通政策というのはとても素敵な手法であると思います。特に都府県酪農における輸入乾草への過度の依存体質からの脱却手法として実っていければいいなと考えていますので、しっかりとそれを進めていかれることを期待したいと思います。

その場合、例えば水田の利用の場面では、いろいろな作物を水田のブロックローテーションの中へ、飼料稲サイレージとか、とうもろこしサイレージを、しっかりと計画的に土地利用に組み込んでいくということ、それから、ロールを作ったサイレージの貯蔵とか配送のステーションの整備。それから、需給のマッチングだとか。そして、これは商品になるわけですから、商品としての飼料の質の向上、それから、裏作ということもちゃんと考えて、麦とかイタリアンライグラスの栽培とか、サイレージ調整などの周辺整備が必要になると思います。

これらは担い手として、JAと、既存のコントラクターが事業としてやるという2つの展開があると思いますが、その2つの展開をしっかりと支えて、ウォッチしていられることがいいと思います。

それから、もう少し広域的に日本全体で考えてみた場合には、北海道はまだまだ牧草の生産余力があると思います。ですから北海道でできた低水分の牧草のロールベール、限りなく水分が低くて乾草干し草に使えるようなものを都府県の酪農へ供給していくといったことを長期的な視野に入れて、輸入乾草からの脱却というふう to 結びつけていただければと思います。

先ほど約20万haと言われましたが、私の計算でも同じぐらい、18万5,000haが完全に粗飼料を自給するためには必要になりますから、その20万haをどう確保し、コントラクターを核にしながら広域流通に結びつけていただければ、今度の酪肉近の大きな1つの目玉になるのではないかと思います。

もう1つは濃厚飼料の自給率についてですが、これについては、家畜の飼い方との関係で、飼料が可食部分へどう回るかという生産効率の面で考えていくことが必要かと思います。例えば、ブロイラーの例ですと、ブロイラーは、穀類を62、63%含む配合飼料の給与管理の下で、8週齢前後で3kg近い体重になるわけです。飼料要求率、つまり1kgの増体に対する飼料の量は2kgぐらいと、非常に効率がいい生産システムに乗って生産されているわけですが、そういった意味では、大型化、早熟化、飼料効率、見かけの飼料効率がいいというのはとても評価されるんですが、問題は脂肪の蓄積であります。

体脂肪の中で、鶏の生態の維持には全く必要ない、また、商品価値がほとんどない脂肪の蓄積のために消費されるブロイラーの飼料の量というのは、私が計算した結果、飼料給与量の約30%になりました。30%がいわゆる飼料ロスになるわけですが、ブロイラーの飼料は年間、平成19年の場合

は380万トンぐらい供給されている。その3割ですから、110万トン前後が飼料ロスとして見込まれることとなります。先ほど言いましたように63%程度が穀類ですから、穀類としては72万トン程度が不食部分の生産に回っていることとなります。

そういった意味で、家畜の飼い方と、できる畜産物の性質と、飼料給与との関連の中で飼料自給率を考えるということもなされていいのではないかと思います。これは、先ほど家畜改良増殖目標の中で脂肪交雑の問題が議論されているようでしたが、肉用牛、豚、乳牛にもあると思います。そういった意味で、酪肉近と並行して行われている家畜・鶏の改良増殖目標の中では、そういった視点で考えていただければいいと思います。

最後になりますが、私はいわゆる家畜栄養学の研究者で、日本飼養標準を作るということについても関わってきました。自身の反省ですが、効率がいい方向に、増体がいい、乳量が出るといったことでずっと飼養標準を作ってきて、技術が定着してきたということもあるんですが、2、3年前からの飼料の高騰を見てきて、世界の穀物の需給ということを考えた場合には、日本の家畜の生産のやり方というのをもう少し考えて、多様性を持った、効率一辺倒ではない、可食部分をどううまく作っていくかという視野の転換も必要ではないかと感じました。以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。では富士委員、お願いします。

○富士委員

2、3質問も含めて意見を言いたいと思います。自給飼料の広域流通についての阿部先生のお話については、私も全く同感です。さらに意見を言わせてもらいますと、我が国における水田をいかに有効活用するかということは、自給率の上からも、食料安全保障上からも、畜産のためにも重要だと思います。そういう意味で、稲による自給飼料という意味でホールクロップサイレージと飼料用米に積極的に取り組んでいくことは戦略的目標として重要だと思います。そのために必要なことは、作る側の農家がコストをきちんと賄える水準、できれば所得が上げられるという助成水準を中長期的に確立していくことが大事だというのが1点。

2点目は、飼料用米とホールクロップサイレージの増産目標、利用畜種、形態、そういうものがまだ混線しているというか、とにかくホールクロップであろうが飼料用米であろうがやれるものをやれという感じなんですけど、どういうふうにホールクロップサイレージを増産して、どういう地域でどう使っていくのかとか、飼料用米はどういうところで作って、どういう畜種で使っていくのかとか。当然、水田が賦存している地域、畜産酪農の経営がある地域、それぞれあるわけですので、現場実態に基づいて、飼料用米とホールクロップサイレージの別々の利用とかも含めた戦略目標、絵姿を地帯別に示す必要があるのではないかというのが飼料関係の意見です。

もう1点は、乳牛の家畜改良増殖目標ですが、あくまでもホルスタインを主力にして考えていらっしゃるのかどうか。といいますのは、ブラウンスイスの話とかが最近出ますが、制度自体も飲用乳中心に考えてきたので、家畜改良増殖目標もホルスタイン中心。ところが、飲用と乳製品という拮抗した生産と需要の実態になっているわけで、そういう意味ではブラウンスイスは、乳製品の生産向け、ホルスタインは飲用向けとか、家畜の品種を分けた目標ということは考えられないのかというのが家畜改良についての点です。

3点目は質問にもなるんですが、BSEの関連です。発生しなくなってから7年経っており、どういう状態になったら「非汚染国」として宣言できるというか、成り立つのか、そうなったら今採っている規制みたいなものが解除していけるのかということです。例えば肉骨粉なんかは全部禁止

していますよね。牛だけでなく、豚、鶏もそうだし、耕種に対する肥料としても禁止している。それを焼却するお金を出している実態があるわけで、合理的に肉骨粉を使っていくことも含めて、これから収束に向かっていく展望について、考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木部会長

ありがとうございます。関連して、どうですか。神田委員。

○神田委員

飼料については、着実に定着していると言ってよいというお話があって、それならいいなと思ったんですが、1つは、いろいろな取組や戦略的にいろいろなことが行われていること、考え方、意義とかいうお話をたくさんいただいたわけですが、4月に基本方針工程表というのを確認していますので、それに基づいて、具体的にどれぐらい進められているのかというあたりをお聞きしたかった。

多少入ってはいるんですが、そういったことが見えることによって、何が進んでいるのか、あるいは進める中でどういうことが課題として見えてきているのか、実際に現場ではどういうことが起きているのか、進捗状況などももう少しわかるようにしていただけたらいいなと思います。そういったときに、現場の把握というのは実際にどのようになさっているのか、改めてお聞きしたいということが1つです。

報告を聞いていると何となく進んでいるのかなと受けとめたんですが、それでいいのかなと思うので、少しお聞きしたいのですが、例えば一番最初の資料3でいろいろプロジェクトがあって、戦略会議だとか行動会議というのがいっぱい行われている。そういう中で地道な取組をした結果、国産飼料の収穫量の推移、作付面積とかが多少よくなってきたという報告があったと思うんですが、こういったことも、工程表などに照らして、よくなった度合いがどういうものなのか、これだけ戦略会議などをやっているにしてはちょっと少ないかなと私は思ったものですから、その辺をもう少し説明していただきたいなと思いました。

それから、10ページの飼料用米のところ、平成20年のところが19年と比べますと急に増えている。これは水田フル活用元年ということで位置付けて交付金等が出されるようになったのというご説明だと思いますが、ぼんと跳ね上がったというのは、交付金等の効果が大きいと受けとめればいいんでしょうか。その他に何か要素があるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、問題点の把握ということ言えば、例えば資料5で、家畜衛生対策の実施体制について話がありました。そういう中で獣医さんの役割が非常に重要であると、(その1)、(その2)のところにも触れられていますが、実は産業用動物の獣医さんが足りない、なり手がいないという問題を抱えているとお聞きしておりますが、そういった問題点もきちっと総合的に把握して議論していく必要があるのではないかと。肝心の獣医さんが不足するようなことが同時にあると私たちは心配になるなと思ったりしますので、その辺も絡めていけたらいいと思います。

それから、飼料関連でもう1つ、飼料用米のもみ米の農薬残留に関する知見がない。低減するための措置を指導するというので、指導基準の設定を検討しているというお話がありました。飼料用米をこれからどんどん増していこうということですので、そういったことも、進み具合があれば教えていただきたいなと思います。

○鈴木部会長

ありがとうございます。では、近藤委員。

○近藤委員

飼料用米の現状で何か所か見せていただいたことがあるので、その時のレポートを引っ張り出して、その時感じたことをもう1回申し上げてみたいと思います。

見に行ったときには、何のためにやるのかということがわからないまま、現場では、補助金があるのでやってみようではないかという方々もいらっしまったという認識を受けましたが、そういうお話を聞いた上でも、日本人としてこの国土を見ていると、飼料用米の活用というのは非常にいい話に聞こえる。逆に言えば、問題点をきちんと把握しておかないと、どこかで崩れてしまった時に、せっかくの水田を守るという話が不幸な話にならないように、きちんとデメリットの部分についても議論しておく必要があるのではないかなと思います。

その上で、何が目的で飼料用米を導入するのか、コストなのか、。12ページにある「こめ育ち豚」とか、非常に楽しい絵がございしますが、品質なのか、社会環境、つまり国土を守るとか自給率を向上するとか、国産という安心感を国民に与えるとか、そういう事柄を明確にして、関わる関係者が共通の価値観を持っていかないと、一時の補助金制度の対策のみに終わってしまうのではないかなという不安がある。精神論だけでは続かない。

特に、最終商品、こめ育ち豚、やまと豚米（まい）らぶ、レモンイエロー玉子とか、そういった最終加工商品が消費者の求める価値観に合うかどうかということを中心にきちんと把握していかないと、生産者の思惑だけでは継続した事業にはならないだろう。特に、最終消費者に至るまでの関係者間の情報の共有が必要。何のために飼料用米を自分たちが作って、消費者にそういうニーズがあるのか、売れる場所があるのか、そういうものを求めていらっしまったという記憶があります。最終加工商品が消費者にとって価値がなければ、市場で根づかなければ、作っても無駄になってしまう。

1つ、米粉の事例があると思うんですが、もう10年以上前か、給食で米粉パンをという運動がありまして、私も産業センターなどで試食させていただいたんですが、食べろと言われれば食べるけどというようなお味で、結局根づかなかったという記憶がございします。それが、非常に技術開発などが進んで、今は米粉ブランドのケーキやドーナツ、パン、日常生活の至るところで目にすることができて、1つのブランドをはっきり確立した気がするんですね。小麦のかわりに米粉が一部入った、パーセントは少ないかもしれませんが、多分、品質上の技術革新があって定着したんだと思います。そういう形でいけばいいなと思っております。

畜産物の付加価値や、水田を守る、米を守るというテーマが、飼料用米という日本人として非常にハッピーなテーマをぜひ関係者の中でウィンウィンに育てていただきたいなと思うということをレポートしましたので、改めて申し上げておきたいと思いました。

もう1つは違う話になりますが、食育ですが、信頼確保に向けた取組（その3）の9から11ページですが、食育に関する農林水産省の考え方で、現状と、食育の展開方法。これは農林水産省ということではこのとおりでと思うんですが、畜産としてはどうなのかというのがよく見えない。畜産としては、10ページで「食といのちの学び」で教育ファームということが取り上げられているんですが、これは9ページでいうと、現状の生産者と消費者との距離の拡大があるので、それを理解醸成につなげよう、それ以外に食育の現状として海外に依存する「食」である自給率の問題であるとか、食生活の乱れであるとか、「食」の安全の問題というのは、酪農ファーム活動だけでは全く補えていない。

この辺については、一部、11ページの消費者への情報提供というところで安全性が確保できてきたというアンケート結果がございしますが、ぜひ農水省全体の考え方の中で、畜産の食育は酪農教育

ファームだけではないだろう。せっかく現状分析しているので、安全とか、理解醸成とかについてもっとやっていただきたい。その中で飼料用米の取組、国土を守る日本人ならではの飼料用米の問題というのを食育の中でも取り上げていただければ、現状問題としての食料自給率であるとか、食の安全の問題とかも1つずつクリアできるのかなという気がいたしますので、セットで、ぜひ飼料用米についてはもっともっと力を入れてやっていただければという気がして申し上げました。以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。堀江委員、どうぞ。

○堀江委員

今、牛の関係で飼料用米ということでお話がありますが、私たち養豚の世界でも飼料用米を、現在は10%ぐらい置きかえることができるわけで、まだ肉質検査等のはっきりしていないんですが、消費者の方々に試食してもらっている段階では、今までよりおいしいですねというようなお話も聞いております。

そういう中で、私はずっとエコフィードについて取り組んでまいりまして、今、エコフィードの中で一番困っていることは、こういう経済情勢の中で、食品のロスがなくなってきたということです。ご存じのとおり、リサイクル工場は休業状態のところもあるということもございまして、資料に数字が掲げてございますが、実際これだけの食品ロスが出るのか、疑問に思っております。

そういうことを補うには、畑作地帯でも放棄地が多いわけでございますので、今一番私が感じておりますのは、イモ類をすることによって畑が再生されてくるのではないかなと思っております。特にサツマイモ類でしたら、植え付けが終われば葉がはびこってくれますので、草取りをやる必要もない。秋の収穫も機械化でできるということでもあります。これは飼料用米も同じですが、貯蔵に苦労しております。特にイモ類については生ものですので、低温倉庫でないと貯蔵できない。加工するまで保存しておく場所も大変広い場所が必要で、現在、私どもがやっている取組としては、エコフィードのもとである、パンくずや野菜くずにサツマイモを混ぜているわけでございますが、前年度は600トンぐらい、秋の市場流通できないサツマイモを集め飼料化したものを貯蔵しておく場所に困っております。

事業で半額補助金があると言われますが、施設としてはかなり膨大な施設が必要になってきます。飼料用米につきましても、採れるのは秋だけですので、これを1年間保存して使うということは、ちゃんとした設備の中で保存できなければ非常に難しいのではないかなと思っております。

1つ私が思っているのは、米の方では政府指定倉庫というのが各地にございますが、空いている倉庫もあります。そういう所を活用しながら飼料用米については保存できないのかなと思っております。

そういうことで、飼料用米だけではなくて、農業全体から見た中で飼料の自給率を向上するための施策も考えていただければありがたいと思っております。以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。では、神田委員、関連でどうぞ。

○神田委員

今、エコフィードの話があって、食品ロスがなくなってきたという話ですが、食品ロスはなくなった方が本来はいいわけで、こういったことに頼るテーマというのはきちっと見ていかなければいけない。そうは言っても食品ロスはたくさんあると思うので、どういった所から集めてくるかとい

うことを考えていかなければいけないと思うんですね。その辺も、どんなふうに考えていらっしゃるのかお聞きしたいのと、水田、耕作放棄地を活用した放牧の推進は、今後、期待ができると思いますが、いろいろ課題も多い中で、本当に今後期待ができるのかと私自身は思っています。ここでは肉用牛の話が載っていますが、乳用牛の話も、浅野さんのところで放牧牛乳を出したというお話を先ほど聞いて、近藤さんから、お味とか、消費者のニーズがどうなのかなというお話がありました。進んでいるところもあるんだなと思ったんですね。浅野さんにもお話が伺えたらいいなと思いました。

○鈴木部会長

では浅野委員。

○浅野委員

酪農家から牛乳を買って、処理して売っているわけですが、今までの酪農、乳牛の飼い方というのは、脂肪率が高いと乳価が高い。あるいは、1頭当たりの乳量がたくさん出れば効率がいいというので走ってきたわけで、乳業会社もそういうのを推奨しているところもあると思うんですが、一方で、そういうのが牛に対してストレスがかかっているんじゃないか。牛の健康だとか、今、アニマルウェルフェアとか、そういう観点からどうなのかなということで、一定の基準を作って放牧牛乳を今度出したわけですが、今のところ1日10トン程度しか乳量を確保できませんが、牛乳の中に含まれる有用成分なんかもストレスがなければいろいろなものが出るのかもしれないということで、テストでこの6月から、夏の牧草のある期間、売り出しております。

効率追求の一方で、生き物ですから、ストレスをどうやって解消しながらおいしいものにつなげていくか、乳業会社が言うことかどうかわかりませんが、そういう観点も、効率追求の裏で、もう1つ考えておく必要があるのではないかな。酪農家とか畜産農家の方は考えながらやられていると思いますが、そういう点も国の政策の中に入れておくことが、消費者に対する説明の中に必要なのではないかなと思って、当社はとりあえず実験的にやっているところです。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

委員の皆様で、これまでの議論を踏まえて、異論とか、いや、違うとか、そういうことも含めてあれば、どうぞ。

○大藪委員

今、浅野さんがおっしゃいました放牧牛乳の件なんですが、現在、成分調整牛乳がすごく売れています。これは何故かという、価格も安いんですが、消費者の方たちは乳脂肪分3.8%というような脂肪を求めていらっしゃると思うんです。でも私たち酪農家には、基準が3.5%以上というのがありますので、それを下回った場合、罰金を払わなければいけないという現状から、基準をクリアするために、牛にストレスをかけながら、えさを増やしたり、配合飼料を考えたりしているんですね。果たして3.5というのが必要なのかなと最近考えるようになりまして、成分調整牛乳の2.5ぐらいでも売れているということに、私たち酪農家は矛盾を感じているところです。

放牧牛乳は、私たちのところではできない関係もあるんですが、3.5という基準の考え方をどこかに織り込みながらやっていただいた方が、これからはいいのではないかな。本当にそこまでニーズとしてあるのかなと感じます。

家畜排せつ物の件なんですが、99.9%満たしていますと書いてあるんですが、それによって良質堆肥ができております。ペレットになったり、この資料には臭いがあるとか、水分がまだあるとか

出ているんですが、逆にそれが余り出してきたんですね。排せつ物をいかに耕種農家に販売するのか、畑に還元する、水田当たりの施肥のいくし下がってきておりますので、例えばコントラの方たちを利用した堆肥の散布とかを考えていただいた上で、せっかくよくできている堆肥をもっと土地還元できるような方法をやっていたらいいかと。酪農家は、タダでもいいから持って行ってくれ、余り出しているんだよという話も聞きますので、広域流通を考えてやってほしいなと思っております。以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。どうぞ、萬野委員。

○萬野委員

今までいろいろなご意見をいただいた中で、肉牛生産者の立場で幾つか意見を言わせていただきたいと思っております。

飼料用米、放牧繁殖、エコフィードの話も出たんですが、日本の牛肉の自給率を上げるためと、生産性を向上してコストを下げるためには必須のプログラムなんですが、飼料用米等、国産の粗飼料の増産、国産の穀物の増産をやっていただける、それを我々はどう受けるかという立場だと思っております。実際、各地域でいろいろな取組があるんですが、当然、刈り取ってから肉牛牧場にどうデリバリーするのか。また、どう保存するのか。物を動かしてストックするということが必要条件になりますので、そこをいかにコストを抑えるかということで、我々生産者仲間でも悩みながら、いろいろなトライアルをしながら進めているというのが現状です。

新しい取組ですので、新しい物流、保存、ストックをどうするのか。我々が今まで経験がない部分が多々ありますので、情報のサポート、技術がまだまだ確立していないということで、トライ・アンド・エラーを繰り返す必要があるのではないかという覚悟を持った気持ちです。飼料の関係、放牧繁殖、エコフィードに関してはそういった認識と、今後やらなければいけないと考えております。

別の項目ですが、家畜排せつ物の有効利用の話もあったと思うんですが、水質汚染の問題とも微妙に関係しております。この部分も、我々が堆肥を作っても耕種農家さんに使っていただけるかどうか。今度は供給側と需要者の関係が逆転するんですが、ハードは補助事業等で整備し、排せつ物をストックする施設はあるんですが、良質な有機肥料、堆肥にできているのかという面では、まだ不十分かなと思っております、この部分をもう少し、科学的な情報のサポートなり、技術の確立が必要かなと思っております。良質な有機堆肥として耕種農家の方が進んで使っていただけるような品質のものが作れるのかということが当面の課題と思っております。

堆肥を有効に、また確実に処理するというイコール、肉牛牧場の水質の保全にもつながるといことになると思っておりますので、そこは早急にやらないといけないと思っております。

あと、HACCPの話が先ほどのご説明でありましたが、EUを中心にHACCP、GAPプログラムがどんどん進んでいまして、日本でも当然必要だと思いますし、食の安全を担保する意味では、そういった管理をきちっと、海外よりも高いレベルでやる必要があると認識しております。これも新しいプログラムなので、生産者段階で自前で勉強して構築するというのはなかなか難しいですし、そういった情報を簡単に得られる環境ではない。この辺も、悩みながら進まなければいけないと認識しております。

今、幾つもの新しい取組だということでお話しさせてもらって、我々はやる覚悟であるんですが、そういう生産者をサポートするスタッフなり、サポート体制を今後どういうふう確立していくか

ということが結構重要なポイントではないかなと思います。生産者がトライ・アンド・エラーを繰り返したらいいじゃないかということですが、それをすれば目標達成に時間がかかってしまうことになるので、国の方もサポート体制や技術をお持ちの人員の育成をお願いしたいなと考えています。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。それでは向井委員。

○向井委員

今、お2人の方から堆肥の話が出たので、素朴な質問をさせていただきたいと思います。

自給率向上を目指して、あるいは穀物資源の高騰ということで国内産を増やそう、その限りにおいて非常にご努力いただいていることに関しましては敬意を表したいと思っております。

一方、非常に素朴な疑問なんですけど、80%近い穀類が諸外国から輸入されている。数百万ヘクタールに相当する外国の土地資源からの飼料を日本は利用しているわけですが、それは、それぞれの国が持っている有機体、リン、窒素、カリが日本に蓄積していくということと同義でもあるわけですね。ですから、堆肥を有効に利用していくという観点はわかりますし、それを燃焼させてエネルギーに使っていくという意味もわかりますが、環境という側面から考えると、日本に諸外国の窒素、カリナリが蓄積していく。これは事実ですね。

我が国の環境という側面から考えていった場合に、今後も、単に減らすだけではなくて、そういう蓄積というものを考えてみる。いわゆる自給率を高めるという意味で国産にしていくという切り口もあろうかと思いますが、一方で、日本に本来ないものがどんどん蓄積していくんだという観点からのアプローチも少し入れていただきたい。そういう意味での自給率の向上というのは、本来の「環境」という点からも意味を持ってくるのではなかろうかという思いがした次第です。

あるものを何でもあげましょうというのではなくて、あらゆる畜種がどう利用していくのか。「効率的」という表現はまずいかもかもしれませんが、無駄なく、私たちが利用できる動物性たん白に、どれだけ少量で生産できるのか、そういう能力というものも前面に挙げた今後の目標というのも必要ではないか。作ろうだけではなくて、俗っぽく言えば、「節約しながら」という側面があってもよろしいのではないかなと思います。

それと、安心という側面からHACCP方式を農場に入れるときに、「農場指導員」という説明があったと思うんですが、具体的にどういうところで指導員の養成をされているのか、農業大学等で養成するコースなりシステムがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。杉本委員、どうぞ。

○杉本委員

今日は飼料用米の話ということで、その先はそれを食べた牛とか豚のお肉に行き着くと思いますが、今、家電業界では白物のエコポイント、また、車は新車買い替えの時に二十何万円とかいう補助金がある。在庫一掃セールのような感じがするんですが、今、食肉業界では、春先までは裾ものの安いお肉が売っていたんですが、ここに来て安いお肉まで売れなくなってしまった。国の施策としては生産ありき、牛を飼う、豚を飼う施策が中心だと思いますが、我々中間の流通業者は何の施策も打っていただけないということで、本当に販売に苦慮しております。また、補助金をもらった生産者の方々が市場に出荷する際に肩を落として帰っていくのは見るに見かねることがございまして、この先、生産者の方々が再生産をして牛・豚を飼われるのかということをお聞きしたいと思います。

ですから、末端で滞留している不良在庫の食肉を、100年ぶりの経済危機というこの状況の中でひとつ大なたを振っていただいて、在庫一掃セール、または買い上げという施策を国が打っていただけないかと切に思っております。BSEの時に牛肉の買い上げで不祥事が多々あったんですが、そういうことのないように、しっかりした買い上げ政策、またはキャンペーンをここでやっていただかないと、牛・豚を飼う人がかなり減ってくる。我々流通段階でもお肉やさんが減ってきます。小さいところはだんだんお店を閉めていっています。

ですから、こういう政策をやっていただいているのもいいですけども、とりあえず我々食肉業界は、今、本当に肉が売れない。我々は肉を食べたいんですが、売ってお金にする金がなく、本当に困っている状況です。一つ国として施策を何か考えていただきたいと。以上でございます。

○鈴木部会長

上安平委員。

○上安平委員

私はこの資料を拝見したとき、資料7の消費者の信頼確保に向けた取組、特に食育に関しては大変期待を持って拝見したんですが、それ以外の資料のきめ細かな施策の転換、対応策、いろいろ出ているのに比べまして、食育の項に関しては基本的な話がずらっと出ているだけで、ちょっとがっかりしてしまったというか、多分、食育に関する具体的な展開をどうするか、具体的にどうしたらいいのか、方向性が見え切れていないのかなという気がしたんです。

確かに、目の前のいろいろなこと、畜産界で起きている現状に対応するのも大事ですが、次代の子供たちを育てる、国民の理解を得るということは、とても大事なことだと思いますので、食育、食に対する考え方の推進に畜産をどう組み込んでいくかということを実際に真剣に考えていただき、具体的な施策に取り組んでいただきたいという気がいたしました。

特に、食育を拝見いたしますと、「食育」という言葉そのものが非常に安直に使われていまして、どう位置づけるかということから始めなければいけないのではないかと気がいたします。ムードだけに流されて、食育が大事だということから、一歩踏み込んだ展開を、ぜひ農林水産省なり畜産部で取り組んでいただきたいという気がいたしました。

特に、「畜産における食育の取組」に関しても、酪農教育ファーム活動というのは、大藪さんも実際にやっていらっしゃるし、大変いい試みだと思います。子供の時代にこういう体験をするということは、ただ単に見学ではなくて、その人の人格形成にとっても大きな影響を及ぼす可能性があると思いますので、これはぜひ進めていただきたい。畜産における食育として進めていただきたいと思うのですが、まだ緒についたというところだからだろうと思いますが、受入実績を拝見いたしますと、家族連れの個人という項目が非常に大きくて、これは多分、意識の高い層が自発的にやっていらっしゃるということだろうと思うので、まだまだ組織的に取り組まれていないという印象を受けるんですね。ぜひ、もっと組織的に取り組んでいただきたいと思うんです。

例えば、放送局の場合ですと、小学校4年生とかになると、放送局見学というのが教育課程に取り込まれているんですね。酪農ファームだって、畜産とかは、放送局よりはるかに自分たちの生活に身近なので、必ず国民は1回はこういう体験を、「しなければいけない」という言葉としてよくありませんが、するチャンスを与えるような方策が考えられてもいいのかなという気がいたします。そのくらいの勢いで取り組んでいただきたいと思います。

特に、生産地に近いところの子供たちはそういうチャンスが多いんですが、人口のかなりの部分を占めて、一番農業に触れていない都会の子供たちに、ぜひ味わわせてあげたいという気がして

おります。以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。八巻委員。

○八巻委員

数点申し上げさせてもらいたいと思います。

まず、能力の向上というか、改良というお話が前回ありまして、農林水産省では積極的に家畜改良に取り組みられておりまして、生産者は改良された家畜の能力を最大限に発揮させるよう平素から飼養管理して、畜産物生産に努めていると考えていますが、そういった成果が前回の説明の中に表現されていたのではないかと思います。農林水産省におかれましては、家畜の改良という息の長い取組については、今後とも緩めることなく推進していただきたいというのが1点です。

また、家畜の改良に伴って飼養標準の見直しもされていることを承知しております。配合飼料価格の高値安定、もしくは右肩上がりで推移することが予想されている状況下にありますとしましては、飼料用米の活用など、それぞれの地域とか経営の立地条件に応じてえさの工夫を推進されておりますので、今後一層えさの多様化の進展が見込まれるだろうと思います。

一方では、例えば乳用牛で、高泌乳に改良されますと次第に飼料管理が難しくなるのも事実でございます。ややもすると繁殖障害とかいろいろな形で母体に影響が生じるというようなことが見られます。こうしたことから、えさの多様化とか、飼養標準を踏まえつつ改良の成果を発揮させる現実的な飼料給与管理についての研究と普及ということも重要なことではないかと思いますので、国の改良センターなどが率先して取り組んでいただければと考えます。

次に牛群検定についてでございます。酪農家は検定組合を組織して牛群検定を実施しておりますが、酪農家の離脱が大きなものになりまして、検定組合の運営に支障が生じかねない組合もあるように聞いております。そういう状況を踏まえまして、牛群検定というものが後退しないような検討なりご配慮をお願いしたいと考えます。

特に、北海道の検定組合は乳牛改良を進める上で必要な後代検定事業の重要な役割を担っておりますが、牛群検定構成員の減少によりまして後代検定事業に協力している生産者の負担感が大きくなっているのではないかと。そんな面も見られますので、こうした状況を踏まえまして、継続性の高い後代検定事業制度を検討することが必要ではないかと考えております。以上でございます。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。堀江委員。

○堀江委員

私のところの組合でやっている食育ですが、産直センターを運営している関係上、給食センターにただ野菜やお肉を納めるのは食育ではないので、野菜だったら種をまいて育てて、それを自分たちが食べる、それが本当の食育ではないかと思っております。そういうことも実践をしながら、学校にも、野菜の先生とか、豚の先生とか名前をつけまして、農場のDVDを持っていったり話をしながら、小学生や父兄の方も来てもらいまして、お話をしております。

私のところは、学校が近いので、毎年1回、農場見学で生徒たちに来てもらうのですが、えさはどういふのを食べているのかという話があります。えさとなるとうもろこしは全部アメリカから船で持ってきたものを食べているんだよという話をすると、「じゃあ豚さんはアメリカなの」とかいう話があります。アメリカのもので育てているのかという話が出てまいります。

私どもに来るのは2年生、3年生なので、詳しいことはわかっていませんが、この頃から動物、

あるいは自分たちが食べているお米についても、こういうふうにできているんだよという話をしていけば、だんだんそれが広がっていくんじゃないかなと思います。給食センターで出たものが、こういうふうに作ってくれたものだというのがわかると思うので、収穫して食べるだけが食育ではなくて、基本的なことをやっていくのが一番大事ではないかと思っております。

牛の方は教育ファームがあるんですが、養豚・養鶏についてはありませんが、そういうことをやってもらえる農場もありますので、そこら辺もこれから組み入れていただければありがたいと思っております。

もう1つ、畜産というどうしても臭いの問題が出てまいります。私どものところに見学に来る子供たちも、最初から、親御さんが持たせるのかわかりませんが、マスクをしてくる子供たちもおります。臭い対策については非常に難しい問題で、私どもも腸内細菌を、消化をよくして臭いが出ない排せつ物にしようとか、いろいろ取り組んでいるわけですが、どうしても多頭飼育の場所になると臭いという問題はついてきてしまいます。

それと、排せつ物の問題で、来年の6月には排水規制がかかるということでございますが、養豚の世界では、以前、排水対策をしたリース事業の借金を抱えているのが現状であり、支払いが終わっておりません。早く処理施設を作った農場では、機械の入れ替えの時期もきております。これから規制があるということになりますと、さらに多額のお金をかけなければならない農場も出てくるわけですので、この点についても、国の方でも何か施策がありましたらぜひともお願いして、私たちが家畜を飼う、そして、畜産物を皆さんに食べてもらうわけですから、後ろ指を指されないような環境を作っていかなければならないと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いたします。

○鈴木部会長

神田委員、どうぞ。

○神田委員

1つは、資料7で表示の適正化のところ、消費者の立場に立ったということでお話がありました。品質表示基準については消費者庁の方に行くということでお話がありました。偽装表示というのは生産者にとっても、公正な取引という点からしてもあってはならないことですし、表示の問題はそういう意味でも重要だと思っておりますので、消費者庁に任せるといっていいと思うんですが、人員なり予算なりは農水省から消費者庁に行くという形がとられると思うんです。そういったときに、農水省の方では表示を通した対策というか、どういうふうにやっていくのか、その辺が不十分になってしまうのか、気になっておりますので、教えていただきたいと思っております。

それから、特に肉が売れないというお話がありまして、国が何とかしてほしいという意見があったのですが、私は、すぐ国に頼るのではなくて、どういうところに問題があるのか、国に頼るといことは税金がかかるということでありますので、どこに問題があるのかきちっと見ていった上で、その前に消費者との関係の中でできるだけ解決していくというのが基本ではないかなと思いたしました。

それからもう1つ、部会長から参考資料の方でご説明があった点ですが、参考資料5で総合食料自給率についてカロリーベースの話がございまして、そのことについて、議論されているというお話がありました。特に畜産に関わっていると、カロリーベースで政策を議論するとか、組み立てるのはどうなのかなと常々思っていたものですから、考えていることをお話しさせていただきたいと思ったのですが、実際、カロリーベースで表わすと、えさとなる飼料が外国に頼っているのを、

そのことが自給率を下げてしまっている。一方で消費拡大をしているわけですね。変な矛盾があって、消費拡大をすればするほどカロリーベースの自給率というのは足を引っ張るという関係になっていますので、こういった数値を使うのはどうなのかなと日頃思っています。

消費者なり食べる側が努力すればその分が具体的に表われるような、生産者が努力すればそれが結果として数値で見られるような、そういったものを使っていく必要があるだろうと思っていますので、カロリーベースの自給率を基にした政策、基本計画の見直しの中でもそういった視点からも見直していくべきではないか。

具体的に、お肉はどれぐらい国内で生産されているのか、個別品目の重量ベースの自給率みたいな、私たちが実感としてわかるような数値を使っていただければいいなと思います。もちろん、マイナスの情報である飼料の自給率がこれだけ低いんだよということも、併せて知らせることは必要だと思いますが、今、議論されているということですので、そういう意見も部会長から届けていただければいいなと思いました。以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

いろいろな論点、活発に提起いただきましたが、時間も押してきていますので、他に、よろしいでしょうか。

小野委員、もしあれば。

○小野委員

私ども配合飼料メーカーは飼料用米をできるだけ活用させていただきたいと思っていますが、最大の問題は価格。それと、流通、荷姿の問題です。なかなか使いづらいという状況にあります。配合飼料というのは、ご存じのとおり効率性を徹底的に追及して作り上げたもので、世界の中でも日本の配合飼料は、栄養や品質面でトップクラスにあると思っておりますが、理論的にはとうもろこしの一定部分をお米に置きかえることは可能ですが、なかなか使いづらいということだけ申し上げておきます。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは、まだ委員の皆様の間でもご議論があるかと思いますが、事務局に質問等もございましたし、いろいろな論点を提起いただいていますので、全部まとめてという形になってしまいましたが、最後に、できる限り簡潔に、しかし具体的にお答えいただくということで。

○大野畜産振興課長

畜産振興課長でございます。

まず、阿部委員がおっしゃられました、飼料生産についてかなり努力が実って軌道に乗り始めたとお褒めの言葉をいただきました。そして、広域流通は魅力的であるというご意見を頂戴しました。広域流通につきましては、つい先日から、成分分析とか、それを使った畜産物の調査、また、ストックポイントや、広域流通のための加工機械の導入など、新たな支援策が整い、かなりツールが出揃ってきましたので、強力に推進していきたいと思っています。

それから、ブロイラーのお話がありました。ブロイラーは特に、穀物の使用割合も多いですし、大豆かすも多い。今、とうもろこしも上がっていますが、大豆こそ、南米での干ばつであるとか、中国が輸入を増しているということで、去年のピークに近いぐらいの価格水準で推移しているという状況にありまして、飼料要求率は2を切るところまで持ってきていますが、まさしく30%は無駄

とおっしゃられたこれをどういうふうにしていくか、来週火曜日が鶏の改良の研究会の第1回目でございます、こういったことを含めて議論していきたいと思えます。

それから、富士委員がおっしゃられた助成水準の確立というのは、今ある強力な飼料用米、あるいは稲わらに対する支援水準の継続をということだと思います。経済危機対策ということで1年分として用意されているもので、今後、国民の方々のコンセンサスが得られれば、どうしていくのかという議論が進んでいくんだらうと思えます。

また、飼料用米とWCSの畜種別、地域別の目標ということですが、これはまだ緒についたばかりで、今年も強力に進めていますが、今後の展開を見てから、飼料増産行動会議とかそういった場で今後の課題として考えていくのかなと思っています。

それから、乳牛の改良をホルスタイン一本に絞っているという話でしたが、我が国のリソースから、また、それからホルスタインがドミナントであるということを見ると、やっぱりホルスタインの改良に全力を集中するのが適当なのかなと思っています。ジャージーも1万頭ぐらい、ブラウンスイスも1,000頭をちょっと切るぐらい飼われておりますが、そういうことを得意とする国から入れるときの関税を緩和するという措置も持っていますし、特徴ある牛を利用したいと言われる方をどういうツールで支援できるかということを考えていった方がいいかなと思っております。

それから、神田委員から飼料増産について、どういう進捗状況であるかというお話がございました。進捗状況は次回にでも、具体的な取組をお話しさせていただきたいと思っておりますが、やり方としては、漠然と飼料を増産するのではなく、全国で飼料増産行動会議というのを開いて、ブロックごと、県別、それぞれに数値目標を作って、その実現に向けて努力しているという状況で、目標に対するパフォーマンスがどうだったかというのは年度が終わったところで検証する仕組みで、現在、増産に取り組んでいるところです。

それから、飼料用米は、21年度から水田フル活用ということで、水田等有効活用促進交付金という新たな支援の枠組みを設けました。19年度から20年度は今までの枠組みの中で増えたのですが、その原因は、去年は特に、穀物の価格が史上最高値であったこともあり、少々高くても飼料用米を利用できる環境があったということです。

それから、飼料用米のもみ米の農薬についてですが、今、指導しておりますのは、出穂後は農薬を散布しない。やるなら穂が出る前に。穂が出た後にまく場合には、それはもみ米として使用しないように通知を出して指導させていただいています。今、経済危機対策の中で農薬の残留問題について、もみ米にどれぐらい残留するのか、また、それを家畜に給与したときに畜産物にどれぐらい残留するのかという試験を今年から開始するようにしております。

それから、近藤委員からありました飼料用米の問題点ですが、やはり問題点はコスト、先ほど小野委員が言われたとおりでございます。輸入穀物の価格が上がると競争力を増してきますが、今みたいに落ちついてくると、お代が出てこない。流通・加工とかのお金もかかりますので生産者に1円も渡らない。それで今、当初の施策に併せて経済危機対策という形で上乘せさせていただいている。これが最大の問題で、なかなか価格差が埋まらないというところだと思います。

実は本日から、1月以来2回にわたって下がってきた配合飼料価格がトン当たり2,900円の値上げと、またベクトルも変わってきました。こういった中で、もちろん国際価格の変動の影響は受けるんですが、翻弄されないようにしていくには、さきほど食育というお話もございましたが、飼料用米を進めていく上で、こういった割と重い支援をするためには国民の方々のコンセンサス、自給力あるいは自給率を高めていくために必要だというコンセンサスが必要だと思いますので、理解が得

られるような発信の仕方をしていく必要があるなと思います。

それから、飼料用米の方向は2種類考えていまして、地域で飼料用米をやることによってブランドを作っていくという取組、これだと割と高値で買っていただけるんですが、あとは「全国どこでも買います」、「広域流通します」といった全農スキームというのがあるんですが、その場合は、先ほど小野委員が言われたとおり、まさしく価格がボトルネックになってくると思います。しかし、この両方で進めていくんだらうと思います。すべての飼料用米がブランドで売れるとは思っておりません。

それから、堀江委員からありましたエコフィード、神田委員からいいことだというご意見もあり、食べ残しが出ないのはいいことではないかと思うんですが、食品産業から出てくる残さの中でエコフィードに利用されているのは21%、パイは減っているかもしれませんが、まだまだ利用率が低い。リサイクル基本方針の中でも、肥料ではなくて、飼料化を重点的にやろうと謳っておりますので、バイオマスタウンアドバイザーを使うとか、市町村の関与も求めながら、今の利用率、飼料化率21%を引き上げていきたいと思っております。これは神田委員のおっしゃられたエコフィードの進め方のお答えにもなると思います。

大藪委員からありました、耕畜連携の中で排せつ物を利用していくことがいいと思っております。この月曜日に草地コンクールの表彰式をやったんですが、その中でもコントラクターが、飼料用稲でホールクロップサイレージを作る、そして畜産の堆肥をコントラクターが水田に散布するという事で、1反に4トンもまいているという事例もありました。ですから、広域流通をやる前に、コントラクターとか、地域の核となる組織を利用してまだまだ地域でまくところはあるんじゃないか。その取組をまず進めていくのが大事なのかなと思っております。

それから、萬野委員がおっしゃられた、ストックポイントだとか流通に対する支援です。粗飼料は先ほど申し上げましたような広域流通の支援を今年から立ち上げさせていただきましたし、飼料用米については、先ほどの繰り返しになりますが、全農スキームという形でスタートしています。今49カ所ぐらいで飼料用米の実証をやっているんですが、こういった知識の蓄積はどんどんお伝えしていくようにしたいと思っております。

それから、八巻委員からございました改良は息の長い取組ということで、まさしくおっしゃるとおりでございまして、それは肝に銘じてやっていきたいと思っております。

それから、家畜改良増殖目標は私ども行政で、飼養標準の見直しは農研機構でやっていただいている。お互い乗り入れしているんですが、先ほどおっしゃられたように、高能力になるにしたがって、農研機構の調査では、発情の兆候が見られないとか、発情の周期が乱れているというお話もございまして。そういうことを取り入れながらやっていきたいと思っておりますし、牛群検定について、この前の阿部先生の宿題だったと思っておりますが、牛群検定農家の離農率は2%、非検定農家は6%というような状況になっています。ですから、八巻委員からお話がありました牛群検定について、得られる情報をどう活用していくか。技術指導になると思うんですが、そういった機能の強化みたいなことはこれから考えていくことが重要だらうと思っております。

以上でございまして。

○本郷畜産環境・経営安定対策室長

畜産環境に関連するご意見、ご指摘に対してお答え申し上げたいと思っております。

まず、大藪委員から堆肥をどう販売していくか、広域流通が必要ではないかというご指摘がございまして、大野課長からコントラクターの利用も重要だというお話がございましたが、地域によっ

て相当堆肥の需給については格差がございます。耕種地域と畜産地域が分かれているとか、そういう問題もございますので、広域流通を推進するために堆肥の減量化を図る、ペレット化を推進したり、耕種地域にストックポイントを整備するといったことを支援しているところです。

それから、萬野委員からニーズに応じた堆肥生産、利用を推進する必要があるのではないかとというご指摘がございました。私どもとしては、先ほど畜産環境アドバイザーというものを育成しているというお話を申し上げましたが、それ以外に堆肥のコーディネーターというものも養成しておりまして、畜産と耕種を結びつけるようにしております。

それから、3分の1補助つきリース事業というものを措置しておりまして、その中でホイールローダーとか、マニユアスプレッダーの導入を支援することにより、ニーズに即した完熟堆肥を作れるようを支援しております。

それから、向井委員から、穀物を輸入している国内に有機物が蓄積されていて、環境に影響があるのではないかとというご指摘がございました。人の口を通したものは堆肥化されませんので、その部分は耕地に還元されないということもあります。また、全体的には耕地の面積から見て過剰にはなっていないと考えております。しかしながら、地域によって格差が大きいので、過剰な地域はあるかと思えます。そういう中で、広域流通は進めていく必要があると思えますし、過剰な地域では高度利用、例えば焼却をするとか、そういったことによって堆肥を減量化していくことも重要なことと思っております。

それから、堀江委員から、排水規制が強化されるという状況の中で、施設整備に対する対策をお願いしたいというご意見がございました。家畜排せつ物処理施設と一体的な施設整備とか浄化処理施設を導入することについては既存の施設整備を支援する事業がございますので、そういったもので対応していきたいと思っておりますし、21年度の補正予算の事業の中では排水処理のための機械の導入について支援をすることができることになっておりますので、こういった事業もお使いいただければと思っております。今後とも必要な予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○原田動物衛生課長

ご意見は受けとめさせていただいて、質問だけお答えしたいと思います。

富士委員から、BSEに関連して、どうなったら「無視できるリスク」の国、非汚染国になるんだということと、その場合、どういったリスク管理措置の変更ができるんだというお話がございました。資料5の4ページを見てください。左側に区分と条件とございまして、「無視できるリスク」の国になるためにはサーベイランスと管理措置、2つの条件があります。サーベイランスについては、「管理されたリスク」の条件に比べて、大ざっぱに言えば半分のサーベイランスをすればいいということですので、今やっている検査を半分にしてもいいよということになります。

右側ですが、過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生がないということ。一番若い牛が、右のグラフにありますが、2002年1月に生まれた牛ですので、11年足しますと、2013年には資格が得られることになります。飼料規制は8年以上というのは、今年の10月で8年になりますので、2013年には我々も「無視できるリスク」の国になれるということですが、この条件を維持しなければいけません。

維持するための管理措置として、5ページを見ていただきたいんですが、BSE検査、SRMの除去、肉骨粉の取扱いと、大きく3つの管理措置がございます。検査、サーベイランスですが、これは今このような形でやっておりますが、「無視できるリスク」の国にならなくても、現時点でも

見直しは可能です。ただ、食品安全委員会の評価を得て見直しますので、こういったことについてこれからどう考えていくかということとはございます。

SRMの除去については、「無視できるリスク」の国というのは概念的にSRMは存在しません。SRMという概念がないんです。この中で食べるものはありませんので、これをあえて見直すかどうか分かりませんが、これも食安委の見直しが必要です。

肉骨粉の取り扱い。これは、SRMがなくなりますので、かなり緩和できるんですが、反すう動物から反すう動物への禁止というのはなかなか解除は難しいだろう。というのは、非定型のBSEというのがございます。36頭の日本のBSEのうち、2頭は非定型でございますので、そういったものが後発的に出る可能性がございますから、えさにそういったものが混じりますと増幅してしまいますので、そこまで緩和するのは難しい。ただ、現時点でも反すう動物の飼料を鶏・豚に給与する、あるいは肥料利用することは、管理措置を踏まえながら見直しは可能ですし、今後の検討課題と考えております。

農場HACCPのサポート措置については、いろいろやっていますが、向井委員からご質問がありました農場指導員の養成につきましては、事業主体である中央畜産会でかなり集中的な行動をやっています、今のところ農協の職員、改良普及所の職員が多いです。これからも増やしていこうと思っています。

以上です。

○境畜水産安全管理課長

神田委員から産業動物獣医師の話がございましたが、これは獣医事審議会の方で別途検討しております。毎年1,000人ぐらい新しい獣医師が出てくるわけですが、その半分が小動物の犬・猫の方に行っているということで、産業用動物診療獣医師とか公務員獣医師が不足するという事態が起こっております。

実は、獣医療法で「獣医療提供体制の整備のための基本方針」というのを作ることになっておりまして、来年3月に向けて基本方針の策定作業を獣医事審議会で行っており、神田委員にも委員を務めていただいております。32年度まで、10年間の対策を検討するということですので、基本的には、文科省の部分もありますが、学生さんが興味を持たなければいかんということで、学生さんに対する現地実習への助成、あるいは月12万円の奨学金とか、そういうことを行っておりますし、卒業後の技術研修を農水省として支援してまいりたいということで、これを強化することを考えております。

それからもう1つ、稲発酵粗飼料の農薬の残留基準値がございましたが、先ほど31種類作っているということでしたが、実は100種類以上の農薬が稲には適用されることになっておりますから、残りのものもこれからデータを集めて基準を作っていきたいと思っております。ただ、これは非常に金や時間のかかる作業がありますので、畜産部とも連携しながら対応していきたいと思っております。

その上で、基準が守れないようになりますと、先ほどもみ米の紹介がありましたように、農薬の使用を規制するとか、それを使った飼料の給与制限をするといった管理措置も必要になってきますので、その辺は畜産部と連携しながら作業を進めていきたいと思っております。

○迫田乳製品調整官

大藪委員から乳質基準の話がありました。乳脂肪分3.5%という話がありました。基本的には交渉は生産者の団体と乳業者の方々がやっているのですが、合意がとれればそれは可能だと思います。

ただ、過去の経緯を考えると、酪農家の方々は3.5という基準に向かって、改良にしても、飼料管理にしても、ものすごい努力をされてこられた。それはどういうことかということ、3.5以上のプレミアム、非常に厳しい経営環境の中で、より高い乳価を得たいということで努力された結果で、今、大藪さんのところもそうでしょうけど、通年4%近い乳脂率になっている。

それが必要かという別の議論があるんですが、いずれにしても、私が現場で見ている限り、夏場の暑いときに3.5を切ってしまうという問題が大きくあると思います。あと、小林室長等からありましたが、国産の自給飼料を使っていこうという話があります。そういうことを考えますと、乳成分取引については、生産者、乳業者も含めて、もう少しきめ細かい議論をしていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○渡邊食肉鶏卵課長

杉本委員から牛肉が売れないというお話がございました。その際、国で買い上げをお願いしたいというお話もございましたが、客観的状況をまず申し上げますと、国産の牛の在庫量は、4月末の段階で1万2,000トンぐらいですが、BSEで一番ひどかったところは2万5,000トンぐらいありまして、その水準の大体半分ということでございます。昨年以来、牛肉が売れていないんですが、一時期1万4,000トンぐらい国産の在庫があったんですが、それが減ってきている状況でございまして、民間の方々も、在庫を持つと売れなくなってしまうと、在庫圧力でさらに値段が下がるのではないかと、在庫を持たないようにご苦労されているのではないかと考えております。

そういう状況でございまして、なかなか買い上げというわけにはまいらないわけですが、消費拡大をやらなければならないということで、去年2回開きました牛肉祭りのようなキャンペーンを今年は3回予定しておりますし、その他、今までと違った流通形態、インターネットでの直接販売や、ホテルの料理を入れかえるとか、そういう取組をしていただいた方には支援をする予定でございまして。

その他、去年、産地交流会を38回やっています。あと、農業祭等での情報発信も44回、出張講座は41回、シンポジウムは16回行っており、そういう地道な活動をやって消費の拡大につなげていこうと努力をしております。

また、学校給食の関係でも、地産地消の関係で学校給食で地元の牛肉を使っただけの場合には、原料代の半分以上を助成するという事業が今年補正で措置しておりますので、これらを活用しながら総合的に拡大しようと思っております。また、エコポイントの交換商品の中にもお肉券が入っておりますので、そういうのを全部使って何とか消費の拡大を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長

ありがとうございました。

時間が過ぎているんですが、若干続けたいと思っておりますので、お時間のない方は適宜ご退席下さっても結構です。

○山根畜産総合推進室長

なるべく簡潔にいたしますが、いろいろ食育についてご意見がございました。食育は非常に大事だと思います。知育、徳育、体育に並んで食育ということで、食育基本法というのが制定されまして、内閣府中心に、政府全体としてやっている。他方で、「食育」の定義自体が食育基本法にないということで、外縁が不明確な中で食育をやっていかなければいけない。

農水省のスタンスとしては、先ほど説明しましたように、自給率を上げるとか、国産のものを使ってもらうとか、農林水産業、流通業の振興を図るため、日本型食生活として米を主菜に、畜産物を副菜という位置づけとする中で、副菜の畜産物についてもよくご理解していただいて、食料自給率を上げていく、農家の振興を図っていく等々ということになっています。

その中の取組として、様々なものがあると思います。先ほど説明したのは、ご指摘のとおり一部のものかと思えます。その他にもいろいろなものがあると思います。今、食肉鶏卵課長からありました学校給食で国産のものを使うということもございますし、堀江委員におかれましては、食べるだけではだめだというご意見もございましたし、私も報道を見ましたら、豚を学校で育てて、それを殺して食べるという映画もあったと承知しております。そういう取組も国民ベースで行われている中で、農水省のみならず、国民運動として考えていく必要があるのではないかなと思えますが、農水省または畜産部としても、施策の効率性の問題とかもございまして、できることは今後とも一生懸命やっていきたいという点が第1点でございます。

あと、消費者庁との関係で神田委員からご質問がございました。これも私の理解が間違っていなければ、JAS法の検査の部分も大部分は消費者庁に参るものと思えますが、消費者庁を作った経緯は、各省庁の縦割りで、消費者保護が不十分なものになっていることに対してしっかりやっぴこうということでございます。非常に消費者向けの施策だと思っておりますので、当然、立ち上げ当時に各省庁の調整もあるかもしれませんが、いずれにしても結論としては消費者保護に大きく前進するものと思っておりますし、ご心配のようなことはないと思えます。

以上です。

○鈴木部会長

その他は。よろしいですか。

今いろいろ質問への回答、論点に対するコメントがありましたが、それに対して委員の皆さんからありましたらお受けしたいと思っておりますが、よろしいですか。

事務局の方で、説明が不足している部分がございましたら、先ほど次回に資料をお出しいただくということもありましたが、必要に応じてご準備いただければありがたいと思っておりますので、ご検討ください。

それでは、大変長くなってしまいましたが、活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございます。

事務局から連絡事項をお願いします。

5 閉 会

○徳田畜産企画課長

次回の畜産部会の日程でございますが、第1回畜産部会でお示ししました検討スケジュールでは、7月から8月は畜産部会を開催しない予定としておりましたが、今後の企画部会や農政改革特命チームの議論の進捗状況などを踏まえて、7月から8月にかけても畜産部会を開催することを検討しております。

また、畜産部会といたしましても、現場に出かけて意見を聞く機会を設けたいと思ひまして、準備、検討をしているところでございます。委員の皆様方におかれましては、改めて日程のご連絡をさせていただきたいと思ひますので、ご出席方よろしくお願ひいたします。

○鈴木部会長

それでは、これで閉会といたします。長時間ありがとうございました。